

平成31年 第1回(定例)高鍋町議会会議録(第4日)

平成31年3月19日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成31年3月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
6	13番 日高 正則	1. 今後、5～10年後の農業経営について ①農業法人化の取り組みの考えはないか伺う。	町長	
		2. 山林急傾斜地の土石流対策について ①羽根田、青木地区の山林急傾斜地における土石流等、対策に関する要望書の進捗状況について伺う。	町長	
		3. 家畜法定伝染病について ①豚コレラ発生に伴い、農家への防疫体制について伺う。	町長	
7	1番 田中 義基	1. 児童虐待事案への対応について ①各地で痛ましい事案が多く発生しているが、なぜ最悪の状況に至ってしまうのか、対応のどこに問題があって、どうすれば防げていたと考えられるか。 ②町内における、これまでの児童虐待と思われる事案発生の件数と対応の手順は。 ③町として、最悪の状況に陥らないための具体的対策は考えられないか。	町長 教育長	
		2. 改正水道法について ①本法改正がなぜ必要となり、審議されたポイントはどこにあったと理解されているか。 ②今後の高鍋町水道事業の運営について、広域連携あるいはコンセッション方式の採用があり得るか。	町長	

		<p>3. 町長の施政方針について</p> <p>①厳しい財政状況を鑑みると、諸施策の実効性のある取り組み実施の可能性の余地は乏しいと思えるが、如何か。</p> <p>②昨年は記述されていた重点目標を、今回の施政方針から外されているのは。</p>	町長	
8	5番 松岡 信博	<p>1. 宮崎キヤノンについて</p> <p>①雲雀山・上永谷地区の開発整備計画は。</p> <p>②最終的に宮崎キヤノンに係る事業費は。</p> <p>③町民の雇用状況、採用人数、採用募集は。</p>	町長	
		<p>2. 高鍋町企業立地奨励条例について</p> <p>①高鍋町企業立地奨励条例は、町民の福祉向上に、どのように貢献するのか。</p> <p>②平成27年に制定された優遇制度、平成29年の改正内容は。</p> <p>③高鍋町企業立地の優遇制度の補助を受けた企業と、内容は。</p> <p>④現在、企業立地補助金の申請を受付けた企業はあるのか。</p> <p>⑤企業立地の優遇制度の申請方法、事業者への周知方法は。</p> <p>⑥第2条第11項の計画的整備対象事業者は、どのような事業所か。</p> <p>⑦第7条の便宜供与とは、どのような想定か。</p> <p>⑧高鍋町企業立地審議会の委員選考と説明責任のあり方は。</p> <p>⑨高鍋町企業立地奨励条例の優遇措置の見直しの必要性は。</p>	町長	
9	8番 黒木 正建	<p>1. 道路整備について</p> <p>①海岸線道路について。</p> <p>(1)現状をどのように把握しているか伺う。</p> <p>(2)舗装整備とその時期について伺う。</p> <p>②下屋敷中川池(2)線について。</p> <p>(1)工事が中断しているが、再開の時期について伺う。</p>	町長	

		<p>2. 台風被害の復旧について</p> <p>①坂本坂の急傾斜地崩壊について。</p> <p>(1)国からの財政支援について伺う。</p> <p>(2)急傾斜地の上部に隣接する地域の墓が崩壊の恐れがあるが（2次災害）その対応について伺う。</p>	町 長	
10	6 番 後藤 正弘	<p>1. 高齢者福祉について</p> <p>①2025年を見据えた高齢者福祉対策について。</p> <p>(1)福祉施設・医療の充実は万全か。</p> <p>(2)特別養護老人ホーム、養護老人ホームについて。</p> <p>(3)要支援者の人数、要介護認定者の人数について。</p> <p>(4)介護従事者について。</p> <p>(5)2025年に至る間の後期高齢者数の年次的推移について。</p>	町 長	
		<p>2. 公園等の遊具について</p> <p>①公園や学校施設にある遊び場に設置されている公共性の高い遊具が老朽化し撤去されていることで、今後、新たな遊具を設置しないのか。</p>	町 長 教育長	
		<p>3. 生活安全対策について</p> <p>①犯罪や事件、事故の解決手段のため、ドライブレコーダーを活用して、町の青パト、公用車、あるいは希望者のみの高鍋町あんしん見守り隊、高齢者等発見ネットワーク隊の車に設置できないか。</p>	町 長	
		<p>4. 高鍋町消防団のパレードについて</p> <p>①今回、昼間に市中行進を行ったが、今後の取り組みについて、話し合いは行われたか。</p>	町 長	
		<p>5. 国土強靱化について</p> <p>①塩田川流域、小丸川流域の宮越樋管等の内水排除対策に伴う排水ポンプ設置について伺う。</p>	町 長	

11	3番 八代 輝幸	1. 増え続ける児童虐待対策に「日本版ネウボラ」の導入について ①法律で定められた乳幼児健診を受けていない子どもの比率について。 ②小学校に入学するまでの3～5歳児のうちで、幼稚園にも保育園にも行っていない子どもの数（比率）について。 ③児童虐待に関して関係機関との連携について。 ④切れ目なく丸ごとサポートする「日本版ネウボラ」について。 ⑤妊娠期相談支援体制、産前、産後サポート、産後ケアの取り組みについて。 ⑥急増する虐待相談、その受け皿である児童相談所の体制、特に児童福祉士についての認識と対応について。	町 長	
		2. 自転車のマナー向上対策について ①自転車の盗難状況と対策について。 ②教育現場での自転車マナー向上対策について。 ③最近の自転車事故での損害賠償金も高額になってきていることから、自転車保険も広がっている。保険加入の促進について伺う。	町 長 教育長	

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	横山 英二君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長	……………	鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 日程第1、一般質問を行います。

18日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、13番、日高正則議員の質問を許します。

○13番（日高 正則君） おはようございます。2回目の質問ということで、緊張しております。よろしくお願ひ申し上げます。通告どおりお聞きしていきたいと思ひます。

本日御臨席の皆様、10年後何歳になっておられますか。これが、私の質問のキーポイントであります。

少し古いですが、高鍋町2015年農林業センサス、農林業経営体調査で、年齢別の経営者数を見てもみますと、全体で328名であり、60歳から85歳の経営者が67%以上、約7割を占めております。

このような現状の経営者の高齢化及び後継者不足も言われております。今後、5年から10年後の農業経営について、町長はどのように認識されておるかお尋ねします。

また、山林急傾斜地の土石流対策について及び家畜法定伝染病については、自席から質問から質問していきます。よろしくお願ひします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。お答えいたします。

高齢化の波は、さまざまな業種に及んでいると思ひます。特に農業においても、大変重

要な問題と私も考えるところでございます。

特に後継者不足による耕作放棄地への対策についてでございますけれども、担い手の高齢化による労働力不足は、全国的な問題となっているところでございます。

町いたしましては、地域ごとの人・農地プランの作成を進めておりまして、農家の皆様と今後の営農について検討を行い、地域の中心的な担い手となる方に農地を集積・集約していくことを推進しているところでございます。

また、後継者を確保するために、農業次世代人材投資事業や新規就農者支援事業に取り組み、就農しやすい環境を整えるところでございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 町の現状といたしましても、私が考えるところによりますと、積極的な法人化が進んでいない現状であるというふうに思っております。

そこで、私が今から質問をしていくことは、水田地域の農業経営であります。農業政策課長にお尋ねしますが、高鍋町で複数の経営者から成る農業法人組織は何個ぐらいありますか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） お答えいたします。

まず、農地を所有することができる農地所有適格法人が27団体ございます。あと、条件付きの農地法第3条許可によって農地を貸借している法人が、今現在4団体ございます。これ以外に、飼料用稲の一つでございますWCSの刈り取り作業を受託している組織が1つ、焼酎こうじ米の刈り取り作業を受託している組織が1つございますけれども、この2つはいずれも任意組織でありまして、法人格は持っておりません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、課長のほうから答弁をしていただきました。いろいろと法人の組織があるわけでございますけれども、私も、農業法人化を近隣の町で調査をしておりますので、少しちょっと長くなりますけれども、述べたいというふうに思います。

木城町では、農業者3名で岩淵ライスセンター利用組合を組織し、町内の稲刈り作業及びもみすり作業を35ヘクタール以上行っており、特に高齢者の農業経営者に対する貢献度が大きく、耕作放棄地の解消にもつながっていると思います。

新富町では、農事組合法人柳瀬アグリパラダイスを5名で設立し、30ヘクタール以上の面積を耕作しており、田植え、稲刈り、乾燥、もみすりの作業を行い、また、農作業受託も行っております。毎年、農家からの作付をお願いしますとの問い合わせが多くなっておりまして、経営面積が年々ふえておるわけでございまして、この前もお伺いしましたところ、ことしも2ヘクタール以上、来年もそれ以上の作付要求が、してもらいたいという要求が来ておるということでございまして、非常にこの法人に対する、新富町では信頼を得て、皆さんやっぱり年々年をとりますと耕作ができないという現状でございますので、

そういった法人のほうに頼まれる方が多くなってきております。

そういうことをございまして、もう一つ新富町の鬼付女地区で、平成18年10月にきづくめの里という名称で法人を設立しております。同地区では、後継者不足により耕作放棄地の増加を危惧し、法人化設立に向けていち早く行動を起こされました。また、話が出てから成立するまでに約1年を要しております。この間、鬼付女地区、町、JA、県の関係機関が週1回の割合で会合を重ねてまいりました。現在、会員28名で水田面積40ヘクタールで、食用米、飼料稲、酒米、麦、ソバなどを作付しております。農作業機械は農家が持ち寄りまして、共同作業を行っており、鬼付女地区では耕作放棄地がありません。水田面積が不足しており、近隣地区に土地を求めています。現時点では借地の確保が難しいようです。理由といたしましては、これらの地域では、5年ぐらいは自力で耕作ができるということ、やっぱり今の高鍋町も一緒だと思うんですけど、今の65歳から70、七十二、三までの人がやっぱり耕しをしておるわけです。今のそういう年代は、まだ耕作ができるから、やはり人に預けたくない、自分でできるということだというふうに思います。

一方、高鍋町においても、老瀬、青木、羽根田、川田、馬場原、中川原、小丸出口、竹鳩、切原、元の下、持田、家床、正祐寺、鴨野、中鶴、蚊口、堀の内、下永谷の水田面積が、調べましたところ、475.6ヘクタール以上有しておるわけでございます。

現在の作付体系は、食用米、飼料稲、白菜、キャベツ、ズッキーニなどをつくっておりますが、やはり5年ぐらいは水田の農業経営が維持できると思っておりますが、年々、農家の高齢化に伴い、その後の水田経営は年々厳しくなるのではないかと思っております。

農業法人化の取り組みを考えなければいけない時期に来ていると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 今現在、先ほども申しましたけども、2つの任意組織のほうに稲の刈り取り作業をお願いしておるんですけども、やはり私来てまだ1年ぐらいなんですけど、昨年夏ぐらいも、やっぱり機械の老朽化でありますとか、機械を買うための費用でありますとか、作業をやっておる方の、もう人が少なくて労働力が全然足りていないとか、そういった今後安定的に作業を継続していくために解決しなければならない課題がたくさんあるというふうに感じたところでございます。

議員が申されましたとおり、今後さらに農家の皆さんの高齢化が進んで、自分で農作業を行うことが困難な方が、これからますますふえてくると思っております。そういったことを考えますと、今議員が御紹介いただきました新富町や木城町で活動しているような、農作業を請け負うちゃんとした組織が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。またそういったところを、ちょっとうちのほうもいろいろ情報を集めながらやっていかないといけないなというふうには思っております。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。本当にうれしく思うわけでございます。私も、それに向かって頑張っていかなければいけないというふうに思いますけれども、木城町、新富町での農業法人化を紹介を今しましたけれども、きづくめの里のように、地区においての法人の設立が望ましいというふうに思っております。したがって、どういうことかといいますと、高鍋町内でも、やっぱり地区単位でこの法人化が上がってくるといいというふうに、その姿が一番私はいいいというふうに思っております。やっぱりきづくめの里というような、地区で法人をつくっていくという姿が、一番いい姿ではなからうかというふうに私は思います。高鍋も、そういったことで、地区によって法人化を目指していく姿を、我々は努めて、努力していくという、設立に向けてそういう機運をしていかなければいけないというふうに思います。

町とかJAとか、そういうところがリーダーシップをとって、生産者、それから木城、新富はライスセンターがありますけど、私は、ライスセンターはつくらなくても、精米所が町内にありますから、今、高鍋町内で6戸ぐらい精米所の経営をされているところがありますので、そこを精米所がライスセンターの役割をしてもらって、ライスセンターをつくるということになりますと、相当な資金が要るわけでございます。そこを精米所さんに、担ってもらうということで、また同時に精米所さんも米の売り先、販売先は持っておりますから、そういったことをつなげてやっていったらいいというふうに思います。

そういったことの法人化をつくりまして、やっぱり1人で仕事をするよりも、四、五人集まって仕事をしたほうが、経営規模も大きくしていこうという機運になるわけでございます。そういうことを、我々町としても、我々議員としても、そういうところを強く持っていかなければいけないというふうに思っているわけです。

そういうことで、法人化に向けての意識を今から、町内の生産者に向かって発信をしていかなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、生産者の減少で耕作放棄地が増加していくというふうに危惧しております。今後、5年後ぐらいをめどに組織を立ち上げて、軌道に乗せることができればいいというふうに思っております。そういうふうな動きをしていかなければいけませんと思いますので、最後、農業政策課としての意気込みをお聞かせください。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 何回も申し上げておりますけども、農業における高齢化による労働力不足は大変深刻な問題であることは、十分認識しております。

今回の議員から御提案いただきましたことは、そういった問題解決に向けての一つの有効な手段だというふうに思っております。

このような取り組みが町内全域に広がっていくように、JAさんとも連携して積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。一生懸命頑張っていきたいというふう
に思いますが、一応、今の動きで老瀬地区におきまして、農業法人化に向けての動きがあ
るというふうに聞いております。本当に喜ばしいことであるというふうに思っております。
ぜひとも実現させていただきまして、他の地域にもこのような動きが波及することを願っ
ております。

そういうことで、一生懸命取り組んでいかなければいけないというふうに思いますが、
私も、法人化への組織づくりに微力ではありますが、携わっていきたいというふう
に思っておりますので、農業政策課としてもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、山林急傾斜地の土石流対策についてお伺いします。

羽根田、青木地区の山林急傾斜地における土石流対策に関する要望書を提出しておりま
すが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） お答えいたします。

要望書の進捗状況についてでございますけれども、青木の中原地区の土石流対策につつま
しては、土砂流出の要因と考えられる町道部からの沢への雨水流入を減少させるために、
側溝を布設する工事を行っております、3月末には完成する予定でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。本当に今、羽根田、
青木地区の工事をちょっとしていただいているのを、私も見にいきました。本当にありが
とうございます。

昨年、台風があったわけございまして、私ところの水田、畑ののり面の崩壊が18カ
所ぐらい発生しました。町内でも一番被害が多かったのではないかとと思いますが、お伺い
します。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 今回の台風24号、町内全域でかなりの被害が出たんで
すけれども、被害箇所数で申し上げますと、議員が申されますとおり、羽根田地区が最も多
くの被害を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 課長もそういうふうに認識しておっていただくということは、
本当にうれしく思います。

我々も、一生懸命それに取り組んでいかなければいけないと思っておりますが、現在、
羽根田地区に2つのため池があるわけですが、一ツ瀬改良区の整備事業の完了によりまし
て、ため池の機能が不要となり、放置されています。当該ため池にあつては、何時の時点
からは特定できませんが、本来の排水口ではなく、ため池に接する私有林を浸食、決壊し

て、山中に水道を形成している状態であります。一旦大雨になると、貯水機能がないため、水が私有林の土砂を洗いながらストレートで流れ下り、下流排水路の縁石を越えて土手を浸食することが多々あります。

そこで、2つのため池の修理を行ってもらって、貯水機能を持たせることにより、水田、畑ののり面の崩壊が防止できると思いますが、お伺いたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 議員が申されるとおりであるというふうに考えております。羽根田地区の田畑は、山林斜面が近くにあることから、大雨が降ると一気に山水が下のほうの田畑に流れ込むという特性がございます。

議員が申されるあの2カ所のため池につきましては、現在、農業用ため池としては機能していないんですけども、田畑を守るための雨水調整機能を有しているものと考えております。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、課長が言いましたとおり、今、ため池が2つあるわけです。もうため池に穴があいておりまして、もうツーツーで、牛牧からの台地で降った雨が山中を流れて、ため池に流れてきているわけです。ため池が、もう穴があいておりまして、そこをもう通過しますから、全然ため池の貯水能力というのはもうゼロです、はっきり言います。そういうことで、非常に、去年の台風のような大雨が来たときには、あれからの、下のほうに水田がずっとありますけど、もう排水路を越えて水田に入り込みまして、土砂も水田のほうに入って、石ころも入りまして、相当やられるわけです。じゃから、さっきも言いましたように、ため池の貯水機能、これを持たせなければいけないというふうに思っております。

それで、私も、修理するということになりますとお金がかかります。私も、ちょっと東京のほうに問い合わせしましたが、ことしの2月13日の日本農業新聞で、自民党合同会議で、ため池法案が了承されたとの報道がありました。この中の新聞の記事を読みますと、相次ぐ自然災害を踏まえ、防災上重要なため池の改修などを進めることが柱で、国が防災工事費用の一部を補助する内容であります。このような事業を利用し、要望に応じてもらいたいと思いますが、お伺いたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） お答えいたします。

今、議員が申されました農業用ため池の管理及び保全に関する法律が、今現在、国会のほうで審議をされているところでございます。

町といたしましても、この法案が可決されたときには、いろんな補助事業がメニューとして示されると思いますので、そういった補助事業を有効に活用して、町内全域のため池の安全対策を計画的に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。本当にこういう事業を利用させていただきまして、町の財政負担を軽くしていただきたいたいというふうに思います。私も、こういった情報を伝えていきたいというふうに思います。

それで、ため池を修理してもらおうということになりますと、この管理を、我々ため池の草刈りとか、水の管理については地元住民で行っていききたいというふうに思っております。これにつきましては、公民館長やらとも相談をいたしまして、了解を得ておりますので、そこ辺のところは町に頼るのではなくて、我々住民が一生懸命そのため池の管理はしていきますので、この問題を解決しなければ、これは、毎年大雨が降ったときに、水田のり面が崩壊されるのは、もう間違いないというふうに思いますので、ため池の貯水機能を持たせることをできましたら早く取り組んでもらったほうがいいと思うんですけども、財政上の状況もありますから、そういった、今さっき言いましたような補助事業を利用して、ひとつなるべく早くお願いをしたいというふうに思います。

それから次に、家畜法定伝染病についてお伺いいたします。

平成30年9月9日に、岐阜県において豚コレラが発生し、国内で26年ぶりの発生となりました。関東を中心に数多くの母豚、子豚、肉豚が殺処分されております。

昨日、杉尾議員からも質問がありましたが、ちょっと重複しますが、高鍋町としての防疫体制はどのような方法をとっておられるかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） お答えいたします。

きのう、杉尾議員のほうにもお答えしておるんですけども、現在の対応といたしましては、県のほうから中部地方のいろんな状況が、逐次情報で提供いただいておりますので、そういった内容を確認しながら町内畜産農家の方へ、その内容を文書等により通知を行って、情報を共有しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。

それで、次に聞きますけれども、高鍋町の養豚農家戸数、飼養頭数をお伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 飼養戸数が6戸で、飼養頭数は約1万6,000頭でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） そのとおりです。今、町内に、今、1万6,164頭の豚が常時飼養されておるわけございまして、これの2倍しますと3万2,328頭になるわけですが、3万2,328頭というのは、年間の肉豚出荷頭数でございまして、それほど高鍋町で3万2,000頭以上の肉豚が出荷されておるということでございます。

児湯郡も、豚コレラ発生で苦い経験をしております。皆さん、覚えておられるかと思いますが、今から39年前、昭和55年10月に、木城町に1カ所発生しまして、都農町に2カ所感染をいたしまして、それから11月に都城市高城町に3カ所感染していったのでございます。合計6農家でおさまりました。平成4年ぐらいまでは、豚コレラワクチンの接種が義務化されておりましたが、昭和55年に発生した農家では、ワクチン接種がされておりました。したがって、してなかったので発生したわけでございます。

昭和55年当時といいますと、非常に養豚が好景気であった時代です。昭和50年から58年ぐらいまでは、物すごく養豚経営はもうかったわけです。一例を言いますと、子豚が、30キログラムが4万円から5万円しておりました。肉豚が7万円から8万円しておりました。そういうふうに、非常に利益が、もうかっていたわけでございます。

そういうことでありまして、高鍋町も、その当時は50戸ぐらいありました。それから、木城町も50戸ぐらい、新富町も40戸ぐらい、川南町は300戸ぐらいあったわけです。都農町も40戸ぐらい、相当養豚農家が多かったわけです。

それが6戸でおさまったということは、ワクチン接種をしておいたからでございます。それで最小限の発生件数で終わったというふうに思っております。そういうことで、ワクチン接種をしておいたから、広がらなかったということでございます。

そういうことでございますけれども、今、日本全国の養豚に対しまして、豚コレラワクチンはされてはございません。非常に、発生したら相当な勢いで感染するわけでございますが、もし発生した場合は、24時間以内に埋設作業を完了しなければならないというふうになっておりますが、最悪の場合を考えまして、農家に対して埋設地の確認はされておりますか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 埋却地の確保につきましては、家畜伝染病予防法におきまして義務づけられているところでございます。年に一度、全ての畜産業者に対しまして、調査を行いまして、埋却地の確保を確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 本当に、確認をしておるといことは本当にいいことございまして、緊急事態が発生した場合も、即座に行動がとれるということでございます。

私は、最後に私は、豚コレラの収束は、先がまだ見えておらないというふうに思います。なぜなら、野生イノシシに豚コレラの発生が続いているからでございます。昨日も、私の携帯のメールに、栃木県でまた野生のイノシシが豚コレラに感染したという情報が来ました。そういうことで、私は、これは長く、収束するには相当な時間が必要であろうというふうに思っております。

今後、養豚農家に対しまして、高鍋町JA防疫推進協議会からの消毒薬とか資材提供は考えておられるか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 今回の豚コレラに関する消毒液の配布は考えておりません。全畜種の農家に対しまして、年一回の消毒薬の配布を行ったところでございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 最悪の場合も考えておかなければいけないというふうに思っております。

もう最後でございますけれども、今後、私は、国や県などから防疫資材とか消毒薬の援助がなされた場合は、9年前の口蹄疫の反省を踏まえまして対応していただきますように、よろしく願い申し上げます。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、1番、田中義基議員の質問を許します。

○1番（田中 義基君） 皆様、おはようございます。1番の田中義基でございます。2日間にわたります一般質問の2日目、けさは、本当に春の嵐を思わせるような天候でございまして、そのような足元の悪い中に一般質問においていただきまして、傍聴においていただきまして、ありがとうございます。

私、緊張しますと、また話が興に入りますと、どうしても早口になってしまうものですから、その辺は前回の一般質問の傍聴者の方に御指摘いただきましたので、きょうはゆっくりとよく理解いただけますように心がけて努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って、3点について一般質問をさせていただきます。

まず、児童虐待事案への対応についてですが、余り続けざまに口から発したくはない言葉ではございますけれども、この虐待には、例えば身体的、心理的、性的など、その行為での分類と、あと、児童、高齢者、障がい者、動物など、その対象による分類などさまざまでございます。

今回は、特に乳幼児、小中学生を含めた子ども、いわゆる子どもに対しての虐待事案に関して質問をさせていただきたいというふうに思っております。

年明け早々から、テレビ等のマスコミを通じまして、このことによると見られます10歳の少女の死についての報道が続いております。ここにおられる皆様、十分御存じのことだと思いますので、改めましてあえて事の顛末等に触れる必要はないと思っておりますけれども、ただ、なぜ彼女を救えなかったのか、児相、学校、警察、役所等、それぞれの機関のそれぞれのタイミングに必ず手を差し伸べて助けることができる機会が多くあったのではないかというふうに思っております。本当に悔しくて、やり切れない感情がおさまりません。

この事案の数カ月前にも、もう1年たちましたが、5歳の少女が、「ごめんなさい、もう許して」とこういう懸命のSOSの文章の残しながら、幼い命を奪われてしまっています。本当にやるせない思いです。

そんな虐待による悲惨な事案の内容が、この一地方の議会での一般質問にふさわしいかどうか、ちょっと自問しましたけれども、決して人口の多い、乳幼児、児童生徒数の多い大都会の自治体に限って発生する事案ではないわけですので、この地方の小さい自治体である高鍋町でも同様に起こる可能性が必ずあると思います。

ですが、これは絶対に発生させるべきではありませんし、そういう最悪の事態に進展させてはいけない、そういう思いで、今回はここにお伺いしておきたい。

①でございます。各地で痛ましい事案が多く発生してるが、なぜ、最悪の状況に至ってしまうのか。対応のどこに問題があって、どうすれば防げていたと考えられるか。これは、町長、教育長それぞれにお答えいただきたいと思います。

②、③につきましては、発言者席からお尋ねさせていただきます。

次に、改正水道法についてですけれども、御存じのとおり高鍋町でも水道事業が経営をされております。その水道事業の抱えますさまざまな課題を解決して、将来にわたって安全な水の安定供給を維持していくこと、これを要旨として今年の12月にこの改正水道法が可決、成立しました。

そこで、①でございます。本法改正が、なぜ必要となり、審議されたポイントはどこにあったと理解されているかお尋ねします。

②については、発言者席からお尋ねします。

次に、3、施政方針についてでございます。

本議会初日に述べられました施政方針、町長となられて3年目と言うべきでしょうか。挑まれる所信、方針ですが、その年度年度で達成すべき個別目標の増減はあるとはいえ、産業振興、福祉・子育て、教育・住環境の整備、この3つを柱としましたまちづくりに取り組まれる内容は、本年も多岐にわたって網羅されておりますので、その実施を大いに期待をしているところではございます。

とはいえ、例年と違ってことしの、31年度の予算編成作業、これは非常に、特に困難を極めたと伺っております。もちろん、恐らく次年度以降もその厳しさは続いていくのではないかというふうに思われますけれども、「選択と集中によるまちづくり」とうたわれながら、何を優先し、どのように取り組むべきかと自問もしておられるような字句もありましたが、短・中・長期的に計画を積み上げながら施策を実施していくと言われましても、ここまで予算編成が難しいくらいの、厳しい、①でございます、厳しい財政状況を鑑みますと、目標とされた諸施策全般について、実効性ある取り組み実施の可能性の余地は乏しいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

あわせて、これも短・中・長期的な計画の立案を経た結果だと判断はされたんでしょうけれども、②でございます、昨年は記述されていた重点項目を今回の施政方針から外され

ているのはどうしてなのでしょう。

以上、3点について答弁をお願いいたします。ほかは、発言者席で質問させていただきます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

まず、児童虐待についてでございますが、児童相談所への児童虐待等相談対応の件数は、年々増加の一途をたどっております。子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっております。

この要因の一つとして、少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりが希薄になっていることなどから、育児に対する支援体制が弱体化していることが考えられます。また、虐待等の相談件数がふえていることで、児童相談所がきめ細やかな対応をすることが難しくなっていることも、現状として挙げられます。

これらのことを解決するためには、地域や関係機関、行政が連携し、妊娠期から子育て期までの絶え間ない支援が行われるような体制づくりが重要であると考えています。

次に、改正水道法についてでございますが、今回の法改正の目的は、水道事業関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進及び官民連携の推進等とされております。

実態といたしましては、水道施設の老朽化の進行に伴い、長寿命化等による水道事業関連資産の適正な管理を行うとともに、官民連携を通じて民間の資本も活用しつつ、施設の更新、運営等を行うことができるようにすることに主眼が置かれていると理解しております。

次に、施政方針についてお答えいたします。

諸施策の実効性のある取り組みについてでございますが、確かに厳しい財政状況にあることは十分認識しておりますが、そのような中でも選択と集中の徹底及び持続可能な行財政運営を重視しつつ、短期的、中期的あるいは長期的な視点に立ち、施政方針に掲げた目標の達成のために取り組むべき施策について、可能なものから推進してまいりたいと考えております。

また、重点項目につきましては、既に一定の方針が定まったものや、動き出した施策等でございますが、10の達成すべき目標は全て重要な項目であるという観点から、今回の施政方針には明記しておりません。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） おはようございます。お答えいたします。

児童虐待については、報道等で児童相談所等の対応についての指摘が随分となされていますが、実際に担当する者は、保護者の支援に心を砕く一方で、状況によっては親から子どもを保護しなければならないというジレンマを抱えている、そういうふうに言われてますように、児童虐待の事案の対応の難しさについて、改めて御理解いただきたいというの

が、現場にかかわる者としての正直な思いであります。

このような状況において、現在、各現場においては、ガイドラインに沿って臨機応変に対応しているというのが実態であります。

一方、国、厚生労働省ですけれども、身近な地域における妊娠期から子どもの自立に至るまでを想定した支援体制、名称としては、市区町村子ども家庭総合支援拠点ですけれども、その設置を推進しております。

厚労省がまとめた平成30年2月時点の全国の設置状況を見ますと、宮崎県唯一の設置自治体として高鍋町が上がっています。子ども家庭支援センターみらいがこれに該当いたしますが、まだ国の設置基準に達する状況には至っておりません。県内においては、ある意味先進的な取り組みとも言えるわけですが、工夫・改善の余地はまだ多く残されているものと考えております。

妊娠期から始まる子育てを、先ほど町長も申しあげましたけれども、切れ目のない形はどう支援するか、あるいは、困っているのに声を上げられない、あるいは、困っている状況に気づかれていない親御さんにどう対応するかなど、課題も多いのですが、まずは所管を越えて子どもの発達段階という視点から、全体的支援方針等を検討するとともに、利用者の皆さんの受け入れやすい形での子育て支援の工夫などから取り組むべきだと考えております。

町長の施政方針の達成目標に、まちなかへの教育・子育て施設の設置推進が挙げられておりますが、これなども町民の皆様の利用しやすい形での子育て支援の一つになるかもしれないということで、検討を進めている事案であります。

今後、教育委員会といたしましては、関係各課と連携しながら、胎児から18歳まで、保護者の立場で申し上げますと、妊婦から高校生の保護者までを視野に入れたトータルな子育ての支援方針として、合意形成を図るとともに、関係各課の実施する施策と効果的につながるような運営協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ここからの進め方なんですけれども、ちょっと私の都合で申しわけないんですが、3番の施政方針のほうから順番に、逆に進めさせてもらってもよろしいでしょうか。はい、申しわけございません。

まず、では施政方針についてからですけれども、施政方針に記述されました個別目標に、「職場各課の明確な年度目標を設定して」とございます。答弁がありました可能なものから施設施策に取り組んでいくと。

いずれにしても、単年度予算に関して広い範囲で目標を実施しようとするための財源は乏しいですから、そのために結局それぞれの各課の項目、可能な施策に薄い配当とならざるを得なくなるということというのは、これはもう仕方がないんじゃないかなと思いますけれども、じゃあどうするのかと。

そういうときに、例えば町民の方々に十分なそれは当然周知とコンセンサス等が必要でありますけれども、例えば年度ごとに重点部署を設定して、そこには特に分厚く手当をするという手法、それとか、これ予算編成段階なんですけれども、地方自治体にはそぐわないと言われるシーリングの方式での採用という方法もあります。ただこれはこれから今後おいおい質問等を継続させていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、10の目標全てが重点項目だという観点から明記をされなかったということですよ。その重点項目についてなんですけれども、昨年十数項目上げられたものの中に、例えば指定管理者の制度、積極的な導入とかがありました。

また、これまでの議会での答弁等でもよくおっしゃいます民間活力の活用とか、民間のノウハウを取り入れた手法など、今後も行政運営上考えられるものは検討していくというお考えに変わりはございませんでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。その考えに変わりはございません。時代の趨勢でございまして、その考えに全く変わりはございません。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。わかりました。確かに、民間事業者には地方自治体の持ち得ない能力とか技術とかノウハウ、これのある企業もございます。住民の利益になるものなら、利用できるのは大いに活用すべきとは私も同意はしますが、ぜひ進めるべきものを進めていただきたいというふうに思っております。

次、2番の改正水道法に移らせてもらいます。

答弁にありましたように、審議されたポイント、水道法改正のポイントですね、4つほどおっしゃいました。先ほどありましたように、水道事業者の適正管理のこと、これは当然施設の維持とか修繕とかの台帳整備、これを義務づけて収支見通しを公表するということと、国が水道の基盤強化の基本方針を策定して、都道府県、市町村の責務を規定するということの2つと、もう一つが、先ほどおっしゃいました広域連携を進めるために、県が市町村などでつくる協議会を設置可能にすること、これはさきの県議会でも広域連携のあり方や目指すべき方向性を示す県の水道ビジョン、これを今年度中に策定するということが決定されたようでございます。

それともう一つが、先ほど町長は官民連携という言葉を使われましたけれども、自治体が水道事業の認可、それから施設の所有権を持ったまま、民間企業に運営権を委託できるコンセッション方式、この導入を可能と規定したということが、このポイントだろうというふうに思います。

このコンセッション方式についてお伺いしておきたいんですけど、その前にお聞きしておきます。昨年の30年第1回議会のある議員からの一般質問に、水道施設の老朽化の現状についての質問がありましたが、その答弁は、「老瀬浄水場は老朽化が進んでいるため、

現在更新等の検討を行っている。青木配水池の耐震については、築造以来約50年が経過しており、耐震調査により早い段階で改修をすることが望ましい。また、老瀬浄水場の移転を含めて検討を行っている」そういう答弁でございました。今でもそのように判断されておられるのか、計画等があるのかお教えいただきたい。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。水道施設の更新等につきましては、先ほど質問がございましたとおり、老瀬浄水場の移転も含めまして総合的に検討を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。施設はそのような状況のようではございますけれども、水道管のほう、これの老朽化についてこれまで議会等でも質問等あったかと思うんですけれども、ちょっと見出せなかったもんですから、——ちょっと早口になっていますね、ゆっくりします。確認ができなかったもんですから、お伺いいたします。現在布設されている水道管の布設時期と管理の状態はどうなんでしょうか。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。現在布設しております水道管の状況でございますが、法定耐用年数40年を超えた老朽管はございません。今年度の排水管の漏水は、現時点で17件ございました。漏水を確認しましたら、直ちに修理を行っているところでございます。

また、漏水が多発している路線を優先して更新工事も行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。そこで質問の本筋に戻りますけれども、水道法改正に至る流れを整理しますと、今後、先ほど水道管については、40年を超えたものはないということでしたけれども、施設等については相当古いものがある。そういう老朽化で更新が今から水道事業については必要になると。少子化等で水道料金についての収入が低下をしていく。結果、自治体の水道事業は赤字になっていくだろうと。

そこで、水道業務に民間企業のノウハウを活用していく、そうすることで水道料金の値上げを抑えながら、莫大となる設備投資をするために検討されたのがコンセッション方式だというふうに言われています。

先ほどコンセッション方式とはどういうものを、若干概略は質問しましたけれども、把握しておられればもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。先ほど議員が申されたとおりの内容でございますが、自治体が施設の所有権を持ったまま運営権を民間に売却する制度のことでございまして、維持管理の運営方針、施設保全のための計画等が実施可能となるようでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 余り詳しくでもなかったですね。以前に水道事業の他町との広域連携の話もあったように記憶をしておるんですけども、その点を含めて②の今後の高鍋町水道事業の運営について、広域連携、あるいはコンセッション方式の採用があり得るのか、お尋ねいたします。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。広域連携につきましては、現在近隣の町、中部地区水道企業協議会というのを設置しておりますが、その中でも協議を重ねているところでございます。

今回の法改正によりまして、もし補助金等が活用できるのであれば、チャンスではないかなというふうに考えております。

また、コンセッション方式の導入につきましては、全国的に見ても実績がまだ少なく、十分な検証もできておりません。今後の動向を注視してまいりたいと思いますが、現状よりもサービスの低下するようなことがあってはならないというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。その中部地区水道企業協議会ですか、これはどういう組織なんでしょうか。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 水道企業をやっている自治体、ここで言いますと西都、児湯と旧宮崎郡の自治体で組織している団体でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ありがとうございます。先ほどの答弁ですけども、コンセッションについては、現状よりもサービスが低下をするようなことがあってはならないというふうにございました。

先ほどの施政方針についての質問の答弁に、「民間のノウハウを取り入れた手法は検討する」とございました。もしその一環として、これを水道事業に取り入れてしまうというのは、町政として私は重大なミスを犯すことになるんじゃないかというふうに危惧しています。

国、政府というのは、当然考えるんでしょうけれども、自治体よりも民間企業のほうが当然コスト削減のノウハウがあるし、その民間企業を参入させることで競争原理が働く。その働くことでさらなるコスト削減が期待できるというふうにしているようなんですね。そのコストの削減が、水道料金アップを抑制することにつながるという判断だろうと思います。

ただ、果たしてそううまくいくんでしょうかね。民間企業は営利団体でございますから、当然利益を拡大するためにコスト削減するわけで、そのコスト削減は不採算部門のカットでもあるわけですね。その裁量というのは企業側にあつて、利益を優先する余り、例え

ば本来行うべき住民サービスが削減されるというような、カットされるというようなことではあってはならないと、そういう懸念を抱きますんで、ぜひそういうことは不必要だろうと思うんです。

絶対に必要な住民サービスこそ、営利を目的としない国や自治体が行うべきであることは明らかだろうというふうに思っています。

よく情報として流れていますのが、海外では水道事業、これを民営化、コンセッションもそうでしょうけれども、民営化した後にさまざまな諸問題が発生して、公営化に戻す再公営化という動きが目立っているようで、37カ国、235の都市で再公営化がされているようでございます。

もちろん、デフレとかいろんな理由があって、意見が分かれているようではございますけれども、こういう状況を考慮された上で、再度コンセッション方式導入のいかんについて、町長から明確な言質をいただきたいです。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほど上下水道課長が答弁したとおりでございます。現状よりもサービスが低下するようなことがあってはならないと考えておりますが、コンセッション方式の導入につきましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。状況等をしっかり認識していただいた上で、動向をしっかりと注視していただきたいというふうに思います。

老朽化した水道管や施設等の更新を急ぐということは、当然災害対策の一環としても大事なことでありますが、それがコンセッション方式による民間企業活用でよいのかどうかということは、今後の水道料金の値上げ問題だけではなくて、安全面としても、水質維持と安定供給という本来の公共性をどういうふうに担保させるかという点も含めて、我々はおもって関心を持つべきだというふうに思っております。

次に、虐待事案の対応についての質問でございます。

町長、教育長答弁いただきましたように、事案に該当する親子関係とか家庭の環境、これはさまざまでございますんで、いろいろ対応していますんで、対応というのは本当に難しい問題だというふうには思っております。臨機応変に対応というのは、よく理解できると思っております。

質問の趣旨説明の言葉が足りなかったのでしょうか。教育長におかれましては、質問の3にかかる高鍋町の具体的対策方針まで答弁いただきまして、恐縮でございます。

まず、30年中の児相への虐待通知数なんですけれども、全国で8万人超、それから宮崎県で320件超、それから600人超ということに達したというふうに、これちょっと何らかの資料で拝見したんですけれども、国連の子どもの権利委員会、ここではもう、これはもう日本の社会全体で向き合うべきだとの、そういう指摘もされています。

国におきまして、県においても、虐待事案は根絶しなければならないから、全力を尽

くすという発言もされていますし、この2月には子どもでも虐待被害の報告や訴えが可能な制度創設が急務だというふうに政府が述べておりますから、その対応が進められているようでございます。

今月中には、新たな法整備がなされることになるというふうに思っておりますけれども、ただ2000年に児童虐待法が成立してから、虐待事案が起こるたびに、その都度改正が行われているんですよ。今回発生の続いた事案をさかのぼる約2年前、ですから、今から考えてみますと3年前ぐらいになりますか、そのときにも、28年5月ですが、それまでに頻発していた虐待事案の解消を目指して、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立をしております。にもかかわらず、その後も今回のようにあちこちで重大な事案が発生している状況なんですね。

今申し上げましたその一部改正の法律には、子ども等に関する相談全般から、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努める義務というものが規定されております。

先ほど教育長から答弁いただいた先進的な取り組みであるみらいのことだと思っておりますけれども、改めてお聞きします。その拠点、子ども家庭総合支援拠点、要は支援拠点ですね、と言われるものですが、それはどういうもので、どのような業務を担って行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。今申し上げられました子ども家庭総合支援拠点とは、子ども・子育て支援法に規定をされておりますが、18歳未満の子どもがいる御家庭などを対象に、さまざまな相談に応じて適切な援助やサービスが利用できるワンストップの相談窓口でございます。

高鍋町のほうでは、29年4月1日から、この拠点ということで高鍋町子ども家庭支援センターみらいの設置を行っております。ここでは、全ての子ども、家庭を対象にあらゆる相談に応じながら、関係機関との連携・調整、さらにまた要保護児童家庭の見守りや支援を行う体制の構築に取り組み、また要保護児童対策地域協議会実務者会議の調整機関としての役目も担っているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。みらいがその拠点に当たるということですね。これも先ほどの答弁に、国の設置基準に達していないというふうに言われましたけれども、国から示されているその子ども家庭総合支援拠点の設置運営要綱、これには法律における名称は母子健康包括支援センターというらしいんですけれども、いわゆる子育て世代の包括支援センター、そして要保護児童対策地域協議会、それと要保護児童対策調整機関や児童相談所、児相と連携して適切な運営が行えるようにするための基本的な考え方というものが示されております。

その子育て世代包括支援センターと地域協議会、それと要保護児童対策調整機関とは、改めて伺いますが、それぞれどのような組織で、町はどう関与されているのか、教えていただきたい。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。それぞれの組織についてでございますが、子育て世代包括支援センターと申しますのは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、包括的な支援を行う機関でございます。とおおむね3歳くらいまでの子育て世帯の支援に重点を置くことというふうにされております。

この子育て世代包括支援センターについて、高鍋町は未設置でございます。今後設置に向けての協議を行っていくことというふうにしております。

次に、要保護児童対策地域協議会、要対協と言っていますけれども、とは、要保護児童や要支援児童及びその保護者、特定妊婦の早期発見を行いまして、適切な保護や支援を図るため、関係機関での必要な情報の交換、共有を行い、支援体制を構築するための協議を行う機関でございます。

要保護児童対策調整機関と申しますのは、この要保護児童対策地域協議会を開催するに当たっての調整、要保護児童などへの支援体制の構築に当たっての調整を行う機関でございます。先ほどから申し上げておりますが、高鍋町におきましては、子ども家庭支援センターみらいがこの役目を担い、月に一度の要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開催しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。これまでの答弁から、子育て世代包括支援センターは未設置で、地域協議会、——これ要対協ですよ。と要保護児童対策調整機関とは、既に設置されているという判断でよろしかったですね。はい。

それでは、3番です。町内におけるこれまでの児童虐待と思われる事案発生件数と、その対応の手順はどのようにとられてきたのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。児童虐待事案発生件数ということでございますが、これは高鍋町を所管します中央児童相談所の統計による相談受付件数ということになります。平成27年度が12件、平成28年度が18件、平成29年度が24件というふうになっております。

また、対応の手順につきましてですが、これは事案によってさまざまな柔軟な対応をする場合もいろいろあるんですけれども、主に保育園や学校などからの相談を、子ども家庭支援センターのほうが受け、担当課の福祉課とも協議を行い、あわせて児童相談所へ連絡

を行いまして、警察等を含めた関係機関による支援体制を構築しながら対応を行っているというところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。これはマスコミのほうからちょっと聞き出したんですけど、2月14日付の国からの通知、緊急調査はどのような内容だったんでしょうか。その対応はどうされたんでしょうか。3月8日までの回答だったというふうに聞いておりましたが。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。2月14日付の国からの緊急調査についてでございますが、これは千葉県野田市において過日発生をいたしました小学4年生の死亡を受けての緊急点検の通知でございまして、これは平成31年2月14日現在において、2月1日以降に一度も保育園に登園していないとか、学校に登校していない児童や生徒に関する調査でございます。

福祉課の部分、関係では、これを受けまして町内の保育所、認定こども園に対しまして調査を行い、対象児童の把握をいたしました。学校教育委員会にも同様の内容で調査が行われております。

対象児童につきましては、既に要保護児童対策地域協議会におきまして、見守り等の支援を行っており、今後も継続して見守っていくということとしております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。はい、わかりました。マスコミ等からもありますように、一部実態として、市町村において高鍋町ではないですよ。その母子保健担当部署と児童福祉担当部署との縦割りがあって、母子福祉保健施策を通じた虐待の予防等が十分に機能していない場合があるという指摘がされていることがございましたけれども、どう思われますでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。担当部署の縦割りについてでございますけれども、高鍋町では母子保健担当が健康保健課、健康づくりセンターですね。児童福祉担当が福祉課というふうに2つの課に分かれておまして、表面上は縦割りのようにもあるんですけども、ただ児童虐待の予防などの対策及び支援につきましては、子ども家庭支援センター、それから中央児童相談所、警察、健康づくりセンター、教育委員会、福祉課等で構成をいたします要保護児童対策地域協議会を設置しておまして、定期的な情報交換、共有を行い、適切な支援体制の構築を図っているところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。それと、私県内外にその児相とか小中学校勤務の経験者というのが、ちょっと友達がいるものですから、いろいろちょっと話を聞いたりはしたんですけども、同様に、マスコミからもありますように、その学校教育委員会と児相とかうまく連携がとれていないんじゃないか、つまり、信頼関係を醸成できるような関係にない

んじゃないかというふうに指摘されている部分もございました。

つまり、この虐待という事案対応について、お互い不信感を持っているんじゃないかというんですね。そのような実態があるとお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。学校、教育委員会と児童相談所の連携についてでございますが、先ほど福祉課長が答弁しましたように、中央児童相談所、警察、学校、子ども家庭支援センターみらい、町教育委員会等で構成します要保護児童対策地域協議会を設置しております。

この協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会等で組織されておりますけれども、今年度は8回の実務者会議を開催し、児童相談所を初めとする関係機関との協力連携を図っているところでございますので、本町の場合におきましては、議員が申されるような不信感を持っているということはありません。

以上です。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。安心いたしました。次ですけれども、高知県とか大分県、高知県が20年、大分県は24年だったと思うんですけども、自分の県で起こりました虐待死事件、これを教訓にしまして児童相談所、それと市町村、学校、警察等との関連情報の全件共有と、それに基づいた連携した取り組みを実施しているようなんですね。

現在、警察は児童相談所には全件を通報しておりますけれども、児童相談所は警察に対してほとんど情報提供していないというふうに聞いております。只今のその2県を除いてはですね。このことは御存じでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。今おっしゃられた高知県、大分県等の虐待等の事案の情報共有ということでございますが、その大分、高知では、そういったシステムを構築して児童相談所、警察、自治体がデータベース化による事案の全件共有を行っているというふうには伺っておるところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。宮崎県もこの2県と同様に、早急に全件共有して対応できるようにすべきだというふうに思っております。

こういった状況等を考察された上で、④でございます。町として最悪の状況に陥らないための具体的対策は考えられないか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。具体的な対策ということでございますが、高鍋町には子ども家庭支援センターみらいがございまして、そちらが調整を行って現在も毎月1回開催をいたしております要保護児童対策地域協議会実務者会議がございまして。

また、個別ケース検討会議もその都度随時に開催をしていることから、今後もこれらの

会議を通しながら児童相談所、それから関係機関との協力、連携を深めながら、さらなる支援体制の構築を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。よく了解いたします。本当にどういう基準をもって、どう判断をして対策を講じていくべきか、これは深く考えれば考えるほど、本当にわからなくなってしまうので、私のようなものがこうすべきなどと明確に発言はしかねるんですけども、少々ちょっと荒っぽいというか、思いといいますか、だらだらと述べさせてもらいたいと思います。

先ほどの拠点設置運営要綱には、同一の機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担って、一体的に支援を実施するように求めていますし、要保護児童対策地域協議会、――要対協ですね、もこの機関が担うべきだというふうに規定されていますね。高鍋町でも、恐らく未来が柱になるんだろうというふうに思われますけども、まずはぜひそのような機関体制を組むようにすべきではないでしょうか。

しかも、それは可能な限り強い権限を持った、もちろん警察、児相を含んだ組織体制機能であるべきで、そうなるように人的、予算的なものを含めて環境整備というのを整えていってやるべきじゃないかなというふうに思っております。

親が子どもをどう育てようが勝手だろうという、子どもを所有物のように扱う者たちに対しては、もういわゆる親権、この親権を上回るぐらいの強い権限を与えられるように、そうなるように町としても意を決しなければならぬんじゃないかというふうに思います。

とにかく、これまでのように事件が起こるたびに、声高に「組織連携を」という声をかけ、繰り返すだけでなく、何か具体的な対策、対応を練らないことには、高鍋町だけではもう練らなくなるようなことは、高鍋町だけでもやめたほうがいいんだというふうに思います。

もちろん、その庁舎連携に関しましては、庁舎内の福祉部門とか健康保健部門とか、教育担当部門とか、あと青少年育成とか、若者支援の部門、それから住基、戸籍等を扱う部分、こちらとの情報の共有は、これまで以上に緊密なかかわり、連携はこれは絶対に不可欠じゃないかとは思っております。

ただ、面倒が生じたときの責任のとり方とか、大切な情報を扱うことになるんですから、その対応によっては情報漏洩等法令順守違反発生という高いリスクが生じたりもするかもしれません。ですが、そのリスクがあることを包含した上で、最悪な事態にだけは至らせないぞと、そのためには必要なことだという町組織全体の意思、これを示すべきだとも思います。

そして、何よりきょう傍聴にもおいでいただいておりますが、各地区の公民館や職場、それから医療機関、民生委員の方や役場職員も議員もそうです。みんな周りの大人の個人個人が常に目を配って、気を配って自身の子どもや孫でなくても、子どもは守っていくんだと、そういう決意を持って、勇気を持つことで児童虐待という事案の発生を阻止していけ

たらいいなというふうに思います。

もう終わります。あー、結局、助けることができなかったという後悔や、やるせない思い、これは町民の方には味あわせたくないし、私どもも、私自身も味わいたくないなという思いを持ちながら、今回の今議会における私の一般質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（青木 善明） これで田中義基議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。11時30分から再開いたします。

午前11時19分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、5番、松岡信博議員の質問を許します。

○5番（松岡 信博君） こんにちは。それでは、通告に従いまして今回は宮崎キヤノン高鍋工場の創業に向けて期待することと、高鍋町企業立地奨励条例の2点について一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

今後の高鍋町の企業誘致について、高鍋町企業立地奨励条例をどのように考えるのか、方向性を考えてみたいと思います。

まず、国が定める企業立地促進法は、企業立地の促進などによる地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が、平成29年の施行に伴い、新たに地域未来投資促進法となりました。そこで、各県の市町村がおのの自治体の企業立地条例を改正し、積極的に補助金や優遇措置の緩和策を行い、企業の誘致活動を自治体同士で競うようになりました。

高鍋町でも、宮崎キヤノンやママンマルシェ、南薩チキンフーズ、サンプラスなどの企業が誘致され、高鍋町にも新しい風が吹いてきているように町民からも期待が持たれております。

しかし、そんなときだからこそ、それが高鍋町の発展につながるのか、高鍋町の町民の福祉向上に貢献するのか、しっかりと確認や検証をしなければならないと考えます。

まず、企業誘致のメリットとしては、大企業がその土地の地場産業として定着してくれば、そこで働ける雇用が生まれ、生活基盤としての生活する人が集まり、人口が増加し、さらにそこで生活する人のためのサービス業、3次産業がふえます。人口の増加は地方税の増収となり、また土地の価格を上昇させて不動産価値を高めます。不動産価値が上がるということは、資産がふえるということです。つまり、町営の土地建物の付加価値が上がるということにもなります。

人は働く場所があり、住みやすいところへ集まるものなので、それゆえに過疎化したと

ころでは大企業の誘致を望むところが多いということです。自治体にとっては、雇用や税収をふやせるし、若者たちの定着率も高くなり地域も活性化します。そして、企業にとっては補助金や固定資産税の免除などの優遇措置が受けられるという利点があります。

企業誘致は、そんないいことばかりのように思いますが、その一方でデメリットは、企業誘致などの外来型開発方式では、一般的に考えられる限界や問題点が指摘されます。

第1に、誘致先の地域で上がった利益は、本社の所在地に還流され、工場のある地域内に循環しないことや、グループ全体で利益の還元があるため、納税額が思ったよりも上がらないこと、第2に、誘致企業の拡張も撤退も、企業の都合が優先され、採算性で決定されるため、地域の事情は通用しないと言われております。

大分県の日出町でキャノン工場が撤退したため、大変な状況になっているというインターネット上に掲載されております。

隣町の木城においても同じことが言えると思います。そのため、第3には誘致のために行った補助金や固定資産税の免除額、インフラ整備の費用などの財政支出金が回収できない場合も多いということです。

また、第4に、自治体が住民の生活向上の政策よりも企業誘致の政策を重視し、特に大企業を優先し、誘致企業の数を追い求めるようになると、町民の生活を支える行政政策の財源の圧迫につながる不安も隠せないということです。

ほかに、地方の場合は工場やコールセンターがメインなので、単純労働で低賃金になるということです。そして、場合によっては生産の減少や業務縮小でのリストラがあるので、雇用が安定しないとの心配もあります。

このような制度の限界や問題点を見据えつつ、地域の活性化、地域づくりに今後企業誘致をどのように位置づけるか、高鍋町の企業立地奨励条例がどうあるべきかを考えていくことが必要だと思っております。

あくまでも企業立地のメリットとデメリットは表裏一体です。高鍋町企業立地奨励条例における企業誘致が、高鍋町の発展や町民のための福祉向上に貢献することが本来の目的であることを確認するために質問させていただきます。

まず初めに、今回の宮崎キャノン高鍋工場の誘致においてインフラ整備を行いました雲雀山地区や、上永谷地区の今後高鍋町の開発計画は、どのような考えをお持ちか、町長にお伺いします。

次に、高鍋町企業立地奨励条例の目的である高鍋の町政の発展とは、町民にとって具体的にどのような成果をもたらすのか、町民の福祉向上にどのように貢献するのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

宮崎キャノンについて、2から3まで、高鍋町企業立地奨励条例について、2から9については、発言者席にてお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

現在、雲雀山地区や上永谷地区等で進めております町道の整備工事につきましては、宮崎キャノンの新工場誘致と、それに伴い今後見込まれる周辺地域での通行車両等の増加に対する安全対策を目的に実施するものでございます。

当該地域は、農業振興地域でもあることから、現時点で住宅地の造成や工業団地整備等といった開発整備に関する計画等はありません。

次に、高鍋町企業立地奨励条例の目的についてでございますが、条例第1条に定められておりますように、本町での企業の立地促進のために、各種の奨励措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることで町勢の発展に寄与することを目的としております。

この産業振興、雇用機会の拡大及びそれに伴う町内での波及効果等が直接、間接的に町民にとっての効果につながっていくものと考えております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。それでは、質問させていただきます。

宮崎キャノン高鍋工場誘致にかかわるインフラ整備の事業費、その他の費用は最終的にはどれくらいの金額になるのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。

宮崎キャノンの工場進出に関する事業費についてでございますけれども、現在工事を施工中の部分まだ何件かございますので、確定値というわけとはまいりませんが、全体事業費としましては用地取得、解体造成工事、付帯施設整備、道路整備等を含めまして、総額43億2,000万円程度の事業規模というふうになっております。

このうち、キャノン株式会社から用地売却、付帯施設整備分としまして、22億1,000万円余り、南九州大学からの解体費用の一部負担、国からの交付金によりまして、約6億5,000万円の歳入がございますことから、本事業に関する町の実質負担分は、約14億6,000万円となる見込みでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。宮崎キャノン工場の創業に向けて、高鍋町民の雇用状況、採用人数を伺います。

また、どのような採用募集を行っているのか、あわせて伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。宮崎キャノン人事部にその雇用状況、採用人数等につきまして問い合わせをいたしましたところ、現在の従業員のうち、高鍋町にまず居住しておりますのが約250人程度ということでございまして、全従業員の約25%余りになるということでございます。

この春、4月の定期入社は75人の予定でございますが、入社後に転居するという場合もあるということで、採用時における居住地は把握していないという回答でございませ

た。

また、採用募集の方法につきましては、ハローワークへの求人票提出以外に、県内の高等学校へ求人説明のため複数回の直接訪問を実施しているほか、大阪、福岡、長崎、大分、熊本での大学や就職情報サイト等が開催いたします大卒者向けのセミナーや会社説明会などにも、多数参加されているというふうに伺っているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。高鍋町は多額の予算をかけて宮崎キヤノンを誘致しました。より多くの町民の方を採用できるよう、努力していただきたいと思います。

また、都会から帰省するUターン者の働き場所の受け入れや、今ふえている空き家の対策に活用できるよう、町民の生活に直接かかわる二次的な行政政策の展開を期待したいと思っております。

それでは、次の質問です。今回の宮崎キヤノンを高鍋町に誘致したことで、都会より帰省を希望するUターン者からの就職に関する問い合わせが、行政窓口や宮崎県のほうにあるのか伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。県外からのそういったお問い合わせについてでございますけれども、本町への直接的な問い合わせの事例といたしましては、Uターンを含みます移住を検討されている方を対象にした、県外での移住相談会等におきまして、働く場に関するお問い合わせをいただく際に、宮崎キヤノンについても御質問を受けるといことはございます。

また、宮崎キヤノン人事部への聞き取りをさせていただいております中では、福岡や関西方面から求人に関する問い合わせがあっているということでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。宮崎キヤノン高鍋工場の操業に向けて、高鍋町内の経済効果はどのようなものがあるか伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。宮崎キヤノン新工場操業に向けまして、予想されます町内の経済的な効果についてでございますけれども、現在は、工場建設に従事されている方々が、町内に現在滞在されているということもございまして、現在においては、その工場建設従事者の方々によりまして、一定規模の生活消費が促されているというふうに考えているところでございます。

また、今後工場が操業された後につきましては、町内での雇用が進むことによりまして、町税等の増加が見込まれるほか、そういった方々の消費行動の拡大などといった間接的な効果も期待しているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。企業誘致の費用対効果とは、税収の増加や地元企業にもた

らす利益の還元を考えたものです。しかし、はっきりと目に見えないものがあると思います。しかし、最終的には町民の方にどのような形で還元するのか、考えることが大切だと思います。

高鍋町の町費を投入させた結果が、この町にどのような影響を与えるのか、宮崎キヤノンが高鍋に来たことによってどのような効果をもたらすのか、大企業と町内の基幹産業がどうやってコラボして、相乗効果を生み出していくのか、これからが行政手腕を振るうときではないかと思います。町民の皆さんも大変期待しているところだと思います。

次は、宮崎キヤノンの最後の質問になりますが、企業立地奨励条例に、固定資産税の3年間の免除と、雇用促進奨励金限度額1,000万円、そして企業立地補助金の限度額5,000万円の交付とあります。宮崎キヤノン側から申請があれば、当然その優遇措置を受けることになると思いますが、そのように判断してよろしいでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。只今、議員の御認識のとおりでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。これは確認ですが、例えば、宮崎キヤノンが翌年以降に1億5,000万円以上の予算で工場を増設した場合ですが、雇用が5人以上あれば、再度補助金の5,000万円の交付を受けることができると思いますが、そのような判断でよろしいでしょうか。確認のためにお聞かせください。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。そのような計画が宮崎キヤノン側におありということで、私どものほうにその申請がございましたときには、条例に基づきましてその申請を受け付けるということになります。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。やはり、そういうことですね。申請が出れば補助金を出すということになると思います。

それでは、次の質問に入りますが、よろしいですか。

それでは、次に、高鍋町企業立地奨励条例について伺います。平成27年、平成29年に高鍋町企業立地奨励条例が改正されましたが、平成21年度に制定されました優遇制度がどのように改正されたのか伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。

平成27年度改正における主な改正点といたしましては、投下固定資産総額や雇用人数といった対象事業者に関する要件の緩和を行いますことで、中規模程度の事業者の立地にも対応できるようにしたほか、コールセンター立地への対応も可能というふうになっています。奨励措置につきましては、それまでの適用実績をもとに各項目を整理統合した上で、

内容の拡充を行っているものでございます。

また、平成29年度の一部改正におきましては、情報技術分野の、IT分野の企業立地に関しまして、地方でのサテライトオフィス進出等では、少人数で事業を開始し、都市部と地方での2拠点展開となる場合が多いということもございまして、それらに対応する形で情報サービス産業に対する、新規雇用人数に関する要件のみ緩和をしている、いうものでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。補助金の金額のやはり変更もあったと思いますが、一応伺っております。

では、高鍋町企業立地奨励条例がどのようなものか、西都市の条例と比べてみました。高鍋の企業立地補助金の交付は、工場などの施設の新設、増設に対して、固定資産総額30%に相当する補助金の限度額5,000万円を交付することになっております。西都市の場合は固定資産総額20%の補助額となり、固定資産の総額が1億5,000万円の企業を誘致する場合には、補助金は3,000万円の交付額となります。

しかし、西都市の場合は、工場などの建設費、整備費のために別の補助金があり、限度額が2,000万円となっており、結果、西都市が企業誘致のために交付する補助金の限度額は合せて5,000万円となります。これは高鍋町と同じ金額になるものです。

しかし、高鍋町と西都市が大きく違うのは、工場などを増設するときの補助金になります。西都市では増設や工場等整備補助に限度額2,000万円と決まっていますが、それに対して高鍋町は、新設、増設ともに同じ条件で限度額を5,000万円としております。その差は3,000万円になります。高鍋町の企業の増設においては、西都市の2.5倍の補助金を交付することになっております。

そして、高鍋町の今の条例では、大きな企業が工場の新設工事の後に短期間に増設を行った場合でも、再度限度額5,000万円の補助金が交付されることとなります。合わせると1億円にもなります。それが、高鍋町の財政の大きな負担になると考えます。例えば、企業や誘致企業の支援事業といえども、町民の皆さんに理解していただくことは、大変難しいかと思われまます。

高鍋町の財政予算は民生費が増加し、大変厳しい状況にある中、このような補助制度では、町民の生活のための予算に大きな影響を与えてしまいます。1企業に多額の補助金を出すことには制限をかけるべきと考えます。

それでは、次の質問に入ります。高鍋町企業立地奨励条例の補助を受けた企業とその優遇措置の内容を伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。

これまでの奨励措置の適用事業所でございますけれども、宝酒造株式会社、株式会社ハタダイインターナショナルテキスタイル、南九州化学工業株式会社、勝田被服株式会社、旭

大合織株式会社、株式会社大林砂利、株式会社皆川製材所、株式会社黒木本店、株式会社アニメットタカナベ、株式会社シンコー精機、高鍋生コン株式会社、株式会社井上商店、有限会社松岡製帽所、株式会社ユニフローズ、株式会社ひよっこ堂、株式会社押川春月堂、サンプラス株式会社、株式会社デイリーマームでございます。

適用されました優遇措置の内容でございますけれども、固定資産の課税免除、企業立地補助金の交付、雇用促進奨励金の交付、工場等賃借料補助金の交付でございまして、それぞれ指定事業者ごとに決定を受けた奨励措置が適用されています。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。固定資産税の免除の制度に回数の制限がないので、工場を増設すれば、何度でも繰り返し増設分の固定資産税の免除が可能になっております。今まで優遇措置の実績を地域政策課に出していただきました。

平成元年から固定資産税の免除が始まっております。しかし、平成10年から平成20年にかけての記録が見つからないということで、これは大変問題と考えるのですが、後ほども出してもらおうと思っております。

しかし、今ある資料で判断しますと、固定資産税の免除の年数がまず多いのは宝酒造株式会社です。平成2年から始まって、3年、6年、7年、8年、9年、21年、22年、26年の9年分の固定資産税の免除です。平成10年から20年にかけての実績は不明ですから、まだふえる可能性はあります。

次に多いのが、南九州化学工業株式会社で、平成2年から平成3年、4年、5年、6年、7年、27年、28年の8年分の免除です。次に多いのが、株式会社黒木本店です。平成3年から4年、5年、7年、8年、26年の6年分です。あとは、旭大合織が4年分、勝田被服が3年分、ハタダが2年分、皆川製材所2年分、井上商店2年分、ほか1年分の免除が8企業ありました。

このように固定資産税を免除する企業が固定化していることがわかります。大きな企業が連続して固定資産税の免除を行うので、行政としても、ほかの事業者に進んでこの制度を案内できない状態になっているのではないかと思います。

あくまでも、企業側からの申請制度なので、3年間の免除期間があるということを知らない事業者は、1年間の免除だけに終わっているのではないかと思います。今回調べてみて初めてわかりました。どの市町村も同じような状況なのかもしれませんが、なぜか不公平感を感じてしまいます。

固定資産税の免除の措置に回数の制限を設けて、ほかの事業者にも平等に3年間の免除措置を受けられるように規制をつくるべきじゃないかと思います。

では、次の質問に入ります。現在、高鍋町企業立地審議会の補助制度の指定申請が出され、受け付けている企業はどこがあるか伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。高鍋町企業立地奨励条例施行規則第3条に基づきます指定申請のうち、企業立地補助金の交付要件に該当する企業についてでございますけれども、現時点では南薩食鳥株式会社、エイムネクスト株式会社、株式会社餃子の馬渡、キヤノン株式会社となっております、いずれの申請も企業立地審議会での審議を経まして、奨励措置の指定事業者として決定しているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） この条例の補助制度により、場合によっては、高額な補助金が企業に交付されることとなります。条例に単に照らし合わせて予算を出すのではなく、しっかり費用対効果を確認、補助の金額が過剰と思える場合は、執行部みずからが条例を改めるように精査しなくてはならないと思います。

では、次の質問です。高鍋町の企業立地優遇制度の申請方法、また町内事業者への周知方法や周知活動はどのようなものか伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。まず、申請方法についてでございますけれども、高鍋町企業立地奨励条例施行規則第3条の規定で、指定の申請を行うものは指定申請書により申請するように定められているところでございます。また、制度の周知につきましても、他の自治体と同様、企業誘致関連のパンフレットでございますとか、町のホームページへの掲載等により、そういった紹介を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。町内の企業に優遇制度を適用することは、企業をほかのまちに移転させないための手段だとは思いますが、この制度を知らなかった事業者には、大変不公平感を持たせる制度ではないかと思えます。もっとしっかりと周知のための仕組みをつくる必要があると思えます。

次は、高鍋町企業立地奨励条例の第2条11項の計画的整備対象事業者とは、どのような事業者なのか、これはどういうことを想定してつくられた条項なのか伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。計画的整備対象事業者の考え方についてでございますけれども、施設の設置段階では、その奨励措置を受ける要件を満たしていない事業者が指定事業者として指定され、指定後に要件を満たした場合に奨励措置を受けられるように規定されているものでございます。

本号は、指定事業者の指定が原則として、事業の開始前に出されなければならない、事業開始後に要件を満たしたからという理由で指定の申請を行うことはできないということの規定したものでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。第7条の便宜供与とは、どのような場合を想定してつくら

れた条文か、また予算の範囲内とはどういうことか、伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。高鍋町企業立地奨励条例第7条にございます、便宜の供与と申しますのは、本条例で規定する奨励措置の規模を超えない範囲において、事業者が本町に企業を立地するために必要な支援を行うというものでございます。

具体的には、候補地視察のための旅費ですとか、用地取得に関係して境界立会が必要となった場合の費用などを想定しているところでございます。予算の範囲内と申しますのは、その字のとおりでございまして、予算で定められた範囲の中において、便宜供与が行えるということでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。この条例の計画的整備対象者に対しての町長の扱いや、便宜供与の判断は町長の権限や裁量権が余りにも強くなると、条例や条文の意味がなくなります。

今回のキャノンのようなインフラ整備の予算14億6,000万円と聞きましたが、このようなインフラ整備の上限にも、やはり金額の上限を決めておくべきではなかったかと思えます。

次に、高鍋町企業立地審議会の委員選考と、審議会での調査や審査はどのような方法で行われているのか、伺います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。高鍋町企業立地奨励審議会につきましてでございますけれども、高鍋町企業立地奨励条例第10条に規定されているところでございます。審議委員は、10名以内で、町議会議員、職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命または委嘱することというふうになっております。

また、審議会は、町長の諮問に応じて、事業者の指定に関する調査及び審議を行うことを職務とし、審議の結果を町長へ答申するということになっております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。高鍋町企業立地審議会の調査や審査が、ただ条例に照らし合わせての整合性や不備がないか、ただそれだけの審査であれば、審議会の意味がないと思えます。審議会では、町費を投入する意味やその結果が高鍋町に反映されているのか、条例のあり方も問われる審議会にしなければならないと思えます。審議会の委員に執行部の丁寧な説明と審査を行い、またこの条例の改廃の意見が議会に問える審議会になっていただきたいと思えます。

では、高鍋町企業立地奨励条例の費用対効果について伺います。企業立地補助金に施設の新設、増設に対して、限度額5,000万円を出すという優遇措置について、高鍋町の経済効果や波及効果をどのように考えているか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。施設の増設計画に対しまして、企業立地補助金を交付することについての効果に関してでございますけれども、企業立地補助金の交付には、一定額の設備投資と新規雇用の拡大を要件としておりますことからおわかりいただけますように、企業の設備投資促進や町民の雇用拡大に効果があるものというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。高鍋町の職員は、町民の福祉向上のために、財源確保に懸命に働いております。役場内の経費の削減や新しい事業を行うためには、今行われている事業の縮小などをせめられ、苦勞もしているように思われます。町民のために何をどうして、何を削減しなければならないのか悩み、町税などの滞納者には給与の差し押さえなど、あらゆる努力をしております。

しかし、そんな努力をしている中、地元企業の支援事業とはいえ、施設の新設、増設に、そのような多額の補助金を交付するということでは、町民には理解してもらえないと思います。

それでは、次の質問をいたします。

この条例の施行により、企業立地が進むと財政的にはどのような効果が生まれると考えるか、財政経営課の見解を伺います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。企業立地が進んだ際の財政的な効果についてでございますが、長期的に見ますと、立地企業からの税収を初め、雇用の場が創出されることによる町内在住者の個人住民税の増収、さらには、町内経済の好循環化による税収の底上げなど、自主財源のさらなる確保が図れるものというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 補助金の交付する結果がいつどのような形で町民のためになるのか、はっきりわからないのが現実かもしれません。しかし、財政的に余裕がある自治体では許されることかもしれませんが、高鍋町のような予算を切り詰めなければならない状態で、このような企業への多額の補助金の交付は、今からは考え直す時期に来ていると思っております。

それでは、つぎの質問に入ります。高鍋町企業立地奨励条例の優遇制度の補助金の金額や交付の期間の制限、また固定資産税の免除の回数制限など、細かな規則を整備する必要があると思いますが、町長はどのようにお考えか伺います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議員から、冒頭から町の発展、あるいは町民の福祉という言葉が出てきております。福祉とは、辞書を調べますと、幸せ、豊かさのことと明記してあります。全ての人に最大限の幸福と社会的援助を提供するという理念を示す言葉でございます。幸せと豊かさ、英語でいうと福祉はw e l f a r e、よい旅路、人生のよい旅路

をするために、幸せ豊かになるために、必要なのは一体何かということです。

我々はやはりまずはよい仕事、よい働き場があってこそ、幸せになり、豊かになる、そして地域の発展があるということが重要であります。

ですから多くの自治体、ほとんどの自治体が企業誘致を進める。それは人が誰もが働く場があり、幸せ豊かなところになる、それが町の幸せ、町の発展であると考えているからであります。急激な人口減少の時代、人口減少に対応するために、今後、ますます働く場所の確保は重要であります。早期の対応が求められております。

全国で多くの自治体が雇用の場、企業誘致を目指し、その手段としての優遇措置を、優遇制度を設け、未来への投資、あるいは企業誘致をして人々の豊かさ、あるいは幸せのための投資をしていくわけであります。

高鍋町においても、企業立地奨励条例が設けられているわけですが、優遇制度を受けた企業は、補助金の交付、固定資産の課税免除という奨励措置を、雇用の場をつくり出すだけでなく、奨励措置以後の納税によって恩返しがありますし、また雇用のさらに拡大するという、そういう状況をつけ加えているわけでございます。

現時点では、高鍋町企業立地奨励条例に制限を加える、あるいは後退させるという、そういう地域の発展、地域の未来を失わせることがあってはいけないと考えます。

もちろん奨励条例を受けながら、その企業がおかしなことになっては、これはとんでもないことですから、非常に判断を有するところではございますが、地域の発展のため、あるいは今後の将来の未来のために、優遇措置に制限を加える方向での見直しは、私は考えておりません。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。私は、企業の誘致は必要であると考えております。県外や町外からの企業誘致は、費用対効果においてもメリットはあると考えます。しかし、町内の企業や誘致後の企業に多額の補助金を交付することについては、高鍋町の財政負担が大きくなるだけだと考えています。

企業に多額の予算を使うのは、もうこれくらいにして、これからは町民の生活や福祉、教育にもっと予算をふやす努力をしていただきたいと考えます。

私は議員として、議会が議決した議案や条例であっても、時代に沿って見直すことは必要だと思っております。

それでは、企業立地審議会の説明責任のあり方で、関連した質問としてお伺いします。先月の企業立地審議会において、黒木町長が代表取締役を務める黒木本店の固定資産税免除の優遇措置を受ける企業指定が決定しましたが、高鍋町長と黒木本店代表取締役は同一人物であるため、行政の執行者である町長と、補助制度を受け入れる企業の代表者が同一にならないように禁止してあります、民法第108条第1項利益相反、双方代理規定という法律の規定違反に当たるという心配があります。

そこで伺います。町長は利益相反という法律をどのように理解、解釈されているか伺い

ます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。民法第108条に規定されております、利益相反行為についてでございますが、本条は、自己契約及び双方代理について規定しているもので、同じ法律行為については相手方の代理人となったり、または当時者双方の代理人となったりすることはできないというものです。利益相反行為とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為であり、本条は代理人による本人に対するその利益相反行為を禁じた条例であると理解しております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。私が調べたところ、黒木本店には、代表取締役が登記上2名存在しております。定款や約款に代表者は1名と書いてあると聞いております。商業登記簿に登記すべき事項は、登記後でなければ、善意の第三者には対抗できないと、会社法第908条第1項、商法第9条第1項にあります。

つまり定款にある代表取締役の代表権が1名となっている変更を登記しなければ、登記をしてない状態では、代表者が1名しかないという執行部の判断は誤りだと。

結局、利益相反というのは、先ほど言いましたように、補助金を執行する町長とそれを受ける代表者、会社の代表者が同一になってはならないという法律ですので、ちょっと解釈が違うと思うんです。その件についてはどのように考えるか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。只今の利益相反についての黒木本店、まず、黒木本店の今、議員がおっしゃられました、その代表取締役が登記簿上2名存在しているということでございますけれども、提出をいただいております書類上も確かに2名おられます。ちなみに、定款のほうを読ませていただくと、代表取締役のうち、1名は取締役社長とし、当社の業務を執行するというところで、執行権が1名に寄せられているという前提があるわけでございます。

その中で、また議員のおっしゃられた、私どもが判断したというところの代表権が1名しかないという執行部の判断は誤りというところでございますけれども、私どもは、今、申し上げましたとおり、代表権を持つものは、代表取締役2名でございます、その業務の執行を行うものが1名であるということで、判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。済みません。この件は、私も気になりましたので、念のために弁護士の法律事務所に問い合わせました。そしたら、言われましたように、代表取締役が黒木本店は2名登記しております。そして定款には、取締役会長と社長ですか、そして代表権者は1名と記載されているということですが、商業登記は第三者に対して表示するために公開しているものだから、登記事項が優先するということでした。定款や

約款にある事項が株式総会、取締役会での議事録などは公開しておらず、第三者には見ることができないので、定款に代表者は1名と記載してあっても効力がないという判断でした。ましてや会社の株券を、持ち株を半分以上町長が持っているとするれば、なおのことだということです。

ですから、今回のこの事例は民法第108条第1項の利益相反の法律に違反するという、その可能性が高いと、弁護士の方が見解されました。

私たちは、高鍋町議会議員は、行政が法律をしっかりと守って行政運営をしているか監視する目的を担っております。ですから、しっかり町民に説明責任を果す義務を持っております。

今、高鍋町は宮崎キヤノンの14億6,000万円のこの費用を出して誘致しましたが、そのため、ことしの高鍋町の予算組みも大変になっております。この少子高齢化の時代に、高鍋町の財政状況を町民の立場や目線に合わせて、私たち議員は町民の代表として自覚を持つことが真剣に問われています。

行政の皆さんの努力を無駄にしないように、真の高鍋町企業立地奨励条例にしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。議員の今の御質問、御意見について、ちょっと訂正と申しますか、こちらの意見を述べさせていただきます。

まず、今の企業立地審議会で審議されました利益相反の意見については、全く当たらないという判断をしております。

そして、執行部も先ほど答弁しましたけども、そういった意見で判断しておりますので、その旨申し上げたいと思います。

そして、企業立地審議会においては、条例の改廃を審議する場ではなくて、条例に見合ったその企業さんの申請内容が、条例に見合っているかどうかを審議する場でありますということも申し添えさせていただきます。

また、町の財政運営が非常に厳しいということを根拠で、企業立地補助金が多額になることは好ましくないという判断は、そこは条例に基づいて執行しますと、予算についてはそのまま執行しますが、当然補助金の大小にかかわらず、予算の事業はさせていただきます。その上で、決算の中で、そこは実効性については議会のほうで、また御審議いただくということでもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。利益相反、双方代理に関して、どうしても理解できないんですけれども、やはり町長と黒木本店の代表取締役は同じ人物で、先ほども言いましたように、執行者と受けるものが同じということは、利益相反にかかわるといふふうに考えて

おります。

○議長（青木 善明） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。黒木本店の執行権者は黒木町長ではなくて、もう一人の代表取締役となっております。

以上です。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。執行権者が息子さんになっておりますけれども、登記上、代表取締役が町長と息子さんと2名となっております。それで定款上、執行者は1名となっておりますけれども、登記の法律では、登記上が成立すると、登記上が優先するということになっています。

ですから、定款に載っているのは公表していないから有効でないというふうに判断されております。ですから、登記されている代表取締役の、やっぱり持ち株を過半数持っている黒木町長が代表とみなされると、それで利益相反に当たるというふうに、弁護士は判断しております。そのことを、私が意見として申し上げました。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今の御判断でございますけれども、私どもが、なぜそういう法に触れていないかというところを判断したところでございますけれども、こちら私どもも、弁護士のほうに確認を、申請がなされるという段階で、一旦は書類を受理しておりますが、保留にして、そこは確認をさせていただいて、問題ないということで受理をさせていただいたところでございますけれども、簡単に申し上げますと、議員のおっしゃるとおり、代表取締役2名でございます。代表取締役というのは、議員がもう御存じのとおり、会社の取締役、黒木本店取締役設置会社でございますから、内部的な業務執行を行うという業務もありますし、対外的には、その会社を代表する機関でございます。

こちらのほうは、会社法の御案内の349条のほうに記載がなされているところでございます。代表権につきましては、代表取締役がその会社を代表するというところでございまして、会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有するというふうにされているところでございまして、代表取締役が対外的な関係におきましては、会社を代表し、かつ範囲が会社の業務の全てに及ぶということを意味するというものでございます。

また、執行権がございました、業務の執行権につきましては、これにつきましても、代表取締役は会社法の規定によりまして、当然に業務施行権限を有するものでございます。

そういった中で、当然契約に関する権限も、対外的な権限も有するというふうに考えております。それでは、代表取締役が2名いる中で、契約をするという場合に、どうなのかということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、代表取締役というのは、それぞれ2名いますけれども、業務施行権限を有するとされております。

複数の代表取締役が存在する場合、そうなりますと、連名で署名とか、押印とかしなければ有効にならないというような印象を受けることもあろうかと思えますけれども、実際には、それぞれが代表権を持っていると、業務執行権限を有するというところでございますので、そのうち1名でも、代表取締役が例えば、契約書にサインをするということでは、それは有効になるということでございます。

代表取締役がそれぞれに業務執行権限を持ちまして、対外的な代表権を有するので、1人だけでも、それは有効になると、十分ということでございます。

議員のおっしゃるとおり、それを会社の定款の中で、内部的にいろいろ制限をしましても、それに対抗できない可能性が高いというのは、議員のおっしゃった善意の第三者に対する対抗はできないというところではございますけれども、例えば、善意の第三者に対抗することができないというのは、例えば、代表取締役の権限に加えられたその制限、どちらかに契約の権限を、例えば、金額これくらい持たせるとか、いうところがあったとしても、代表取締役のその権限に加えられた制限について知らなかった、例えば、定款にうたわれているというようなことを知らなかった第三者に対しては、会社は制限に違反したことを、その制限に違反すると、もう一人の代表取締役がその制限に違反しているからといったその行為をもって、その代表取締役の権限を否定することができないということございまして、その取引自体は有効になるというものでございます。

結論は、長くなりましたけれども、私どものその弁護士のほうからの回答というのは、以上の経緯をもちまして、同一の権限、代表権を持つ他の者が申請者ならば、双方代理には当たらないという弁護士の見解をもって、私どもは判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。もし、別の弁護士事務所の法律の解釈において、利益相反の行為に抵触しないと判断しても、今回の場合は、社会的にも、客観的に見ても、誰が見ても、黒木本店の代表は黒木町長であることと認識されております。幾ら、代表取締役に息子さんを加えたとしても、町長が代表取締役のままでは、町民の皆さんに理解されると思いません。

あくまでも、弁護士の見解をもとに、質問や意見を行ったものです。お互いの弁護士の見解が違うのなら裁判で決着を図るしかないかもしれませんが、一般的な感覚からすると、そこまでして、固定資産税の免除をしたいのかという疑問を持たれかねません。

今後議員として、どのような対応をしていくべきか、考えていきたいと思えます。

以上です。終わります。

○議長（青木 善明） これで、松岡信博議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩をしたいと思います。

午後0時24分休憩

午後 1 時 25 分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第 1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、8 番、黒木正建議員の質問を許します。

○8 番（黒木 正建君） こんにちは。傍聴者の皆様、どうも本日は御苦労さまです。

通告に従いまして、私は 2 項目について質問いたします。

1 項目めは、道路整備についてでございますが、場所は蚊口浜の海岸線道路でございます。

蚊口浜はサーフィン、グラウンドゴルフの愛好者やウォーキングをされる方等、多くの方が利用されており、特にサーフィン愛好者は休日が続くと全国から集まり、この地域は高鍋町の重要な観光スポットでもあります。

そこでお伺いします。海岸線道路について現状をどのように把握しておられるか。または舗装整備の時期はいつになるか。

もう 1 カ所ですけれど、下屋敷中川池（2）線について工事が現在中断していますけど、再開はいつになりますか。そこをお伺いします。

2 項目めは、24 号台風被害の復旧についてであります。

これは坂本坂の急傾斜地崩壊についてお伺いします。この急傾斜崩壊に対しまして、国からの財政支援について支援額等がわかればお聞きしたいと思います。

なお、急傾斜地の上部に隣接する地域の墓があり崩壊のおそれがあるが、その対応についてお伺いします。

なお、詳細につきましては、発言者席でお伺いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、海岸線の道路の現状についてでございますが、未舗装のままのため、砂利を入れても雨が降りますと凹凸ができ、通行しにくい状況にあると感じております。また、当該箇所につきましては舗装に向けた検討を行い、早い時期に着手したいと考えております。

次に、中川池（2）線についてでございますが、平成 31 年度に用地費及び補償費を計上させていただいており、来年度より事業に着手してまいりたいと考えております。

次に、坂本坂につきましては、国の補助を受けて復旧工事を行うこととしております。また、坂本坂上部の墓につきましては、災害復旧工事において、お墓ののり肩の部分までのり面の復旧を行いますので、復旧後は安定するものと考えております。

○議長（青木 善明） 8 番、黒木正建議員。

○8 番（黒木 正建君） 只今答弁していただいたんですけど、この道路の補修というのが非常に簡易的な対応で、現在まで何回か同じようなことを繰り返してきております。只今

答弁があった内容どおりであります。

実際この道路を担当課長やら通られたり、見たり、または車で走られたりとか、そういうのはやっておられると思うんですけど、現状どういうふうに思っておられますか、お聞きします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。議員の申されるとおり通ったことは何度もあります。町長が答弁しましたように未舗装のため、簡易的な砂利を入れても雨が降ると凹凸ができ、通行しにくい状況であると思っております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 適当な走行速度といいますと、5キロから10キロぐらいでない、それ以上飛ばしたら事故につながるような道路であります。

先ほど話がありましたように、非常に雨なんかになりますと、すぐ砂利とか入れてもすぐ流れていくような状況、その繰り返しを現在までずっとやってきたわけなんですけれども、先日、新聞に県外からの観光客で来られた方が、宮崎は非常によいところだと、だけど海岸線の流木やらはどうにかならんもんかと、そういうのが出ていたんですけれども、高鍋の海岸、そこ一帯もそうですけど、高鍋は非常にいい町だと。しかし、蚊口浜の海岸のでこぼこ道はどうにかならんかと、そういうふうに言われたらそれでまたイメージもぐっと下がってきますし、先ほど言いましたように、蚊口浜っていうのは非常に観光スポットとして高鍋の宝物でもありますし、ますます今からもどんどん整備したりとか、そうしてお客さんを呼べるような地域にしていかなければなりませんと思っております。

あと、この舗装なんですけど、町長のおっしゃるいつごろにやってもらえるか、そこをお聞きしたいんですけど。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。時期でございますが、舗装の整備につきましては、早い時期に着手できるように予算の確保に努めたいと考えております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） できたら、早い時期っていうのがいつごろかとそこ辺が一番聞きたいんですけど、そこ辺は明言はできないということですか、まだ。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） できるだけ早くということで、まだ予算の確保をまず考えてということになります。よろしく申し上げます。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） こげん毎日のように、こういろいろ、うろうろしたりしているんですけど、もうしょっちゅう言われてばかりおって、もうそろそろびしゃっしてもらって、ほかのところの質問やらに移りたいという感じに思っているんですけど、もう相当古くて振り返ればこの道路なんですけど、どこの管轄かちゅうことで前からこれは県の港湾

事務所と高鍋町、臼杵町長の時代にこれは高鍋じゃなくて県のほうの道路だということですからずっとそのままできていたんです。

何かで港湾事務所やらに行ったりしていろいろ話すけど、向こうはいや高鍋だと、そうするとこっちのほうはもうこれは県だということで、一般質問でもそういう問題を出すと、中部港湾のほうと協議してみるというような町長のほうの答弁です。ずっときています、昨年ですか。いつまでたってももちが明かんから言ってから来てもらったんですけど、そうしたら、いやこういうふうにこれは境界の杭が打ってあって、これは町ですよということで、そこで強気からいっていただけんですけど平謝りに謝って、町の管轄だということになっているんですけど。

非常にサーフィンをされる方が非常に多くて、あの松林のほうにも道路はあるんですけど、余りにもやっぱり車両が多くて海岸線も使っているんですけど、非常に海岸線のほうも先ほど言いましたように非常にでこぼこで、特に雨なんか降った後、水がたまっていて、そこ掘れちよつたりしたらおそろく、そういう悪いことをするところおらんからいいんですけど、水やらがたまっていたらそれは深さがわからんし、重大事故に続いていくんじゃないかと思うんです。早急にそこ辺も検討していただいて実現してもらいたいと思いますので、ひとつその辺よろしくをお願いします。

やっぱりそこがびしゃつとならないと、蚊口浜の海水浴場、キャンプ場、グラウンドゴルフ場、そこ辺が何か一つの所で大きな穴があいているような感じになっております。非常にそういう要望等も多いわけですので、そこ辺をよろしくお聞きしたいと思います。

それから、坂本坂の急傾斜地なんですけど、実際あそこら辺行ってみますと、下から見ますと、もう直角みたいに切り立ったような状況で、上に上がって見ますと、墓がありますけど、1メートルか1メートル50行ったらもう転落するようなところでありまして、大雨とかそういうのが来たら一遍に墓なんか壊れてしまうんじゃないかというような状況です。現場見てあるから課長等はよく御存じだと思うんですけど、これ国の補助を受けて復旧工事を行いますということなんですけど、できましたらどのくらいの補助がつくのか、またその復旧工事はいつごろから始めるのか、そこ辺をお聞きしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。国の災害復旧の補助率は66.7%でございます。また着手時期につきましては、坂本・鬼ヶ久保線、通称坂本坂におきましては3カ所の災害箇所があります。それを同時に施工することもありまして、一応建設管理課としての計画は6月から着工をできればと考えております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） それではあの坂本坂、これは今後どういうふうな方向で進められるんですか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。坂本坂につきましては、交通量が非常に

多くて、現在災害が起きまして不便をかけているところなんですけれども、一方で、東光寺・鬼ヶ久保線今改良工事中であります、坂本坂の代替道路としても考えております。

御存じのとおり、坂本坂につきましては交通量が多いえに道路幅員が狭く、大雨等が来たら土砂崩壊のおそれがあり、通常は台風のときは通行どめを事前に行っているところですが。

そういうこともありまして、このままの状態では利用者に不便を来しますので、現在進めている東光寺・鬼ヶ久保線、これが完了いたしましたら、一応住宅があるところ以外につきましては、通行どめということで考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 坂本坂の登り口、1軒ありますよね。あそこのところまでは通行できるようにして、住宅だから、それが今の話ですね、わかりました。

それと南薩食鳥ですか、今道路をつくっているじゃないですか。あそこを工事現場を見ると幅20メートルぐらいで百四、五十メートル延長して進んでいる。あそこはいつごろまでにそういう工事は続くわけですか。それとその延長どのくらいあるんですか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 東光寺・鬼ヶ久保線につきましては、南薩食鳥のところから坂本坂の一番上になりますけれども、そこまでの整備計画でありまして、道路延長につきましては、ちょっと資料がございませんが1.数キロだったと思います。申しわけありません。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） とにかく、その坂本坂のほう、墓のほうも早く工事に移らないと、先ほど申したように大雨が来たら一遍に下の道のところまで墓石がごろごろ落ちたりするんじゃないかというようなそういう危険性もまたあるし、一切人は通っていないけどですよ、そこ辺もいろいろ段取やらもあると思いますけど、なるべく早く2次災害、3次災害とかそういうのが起きないように、ぜひやっていただきたいと思います。

先ほども申しましたように、その蚊口浜の海岸道路、それと下屋敷の道路、そちらのほうもいろいろ財政的な面もあると思いますけれど、特に中川池、ここなんかは相当前からいろんな要望があって、できていないんですけど、道路の前の役場OBの方も亡くなられたんですけど、安心して自分のところの家の前の道路も歩けないとか、前公民館長をしておられた方、この人も亡くなられたんですけど、自分が公民館長のときに、ぜひその道路にめどをつけたいというふうにして、いろんな一生懸命やっておられたんですけど、2人とも亡くなってしまったんですけども。

みんなそういうふうに思い思いに、何とかならないものだろうかとか、充実して人がけがしないようにとか、そういう思いを持っていろいろやっておりますので、そこ辺も十分考えておられると思いますけど、そこ辺もお酌みいただいて、努力していただいて、予算も確保してぜひ安心して歩けるような、そういう道路に向かって努力していただきたいと

思います。

早いですけれども、以上で終わります。

○議長（青木 善明） これで、黒木正建議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、6番、後藤正弘議員の質問を許します。

○6番（後藤 正弘君） 6番。傍聴席、執行部、議員の皆様、こんにちは、後藤正弘でございます。

2019、町長の施政方針も打ち出され、高鍋町はますます発展を遂げ、そして確実に進歩していき、そして時代の中で進化していく、この時代に生まれてよかった、高鍋町民でよかったと思える施策を町長と議員ともに考え、一つ一つ築いてまいりましょう。

一般質問も残り2人となり、他の議員と重複することもあるかと思いますが、その際はどうぞ御理解ください。

2025年問題についての一般質問は、これで2回目となります。前回と違い、今回は少し内容を絞り込んで質問してまいりたいと思います。

2025年というのが施策の中心に据えられているのが昨今であります。少子化で今後10年間に700万人減少するともいわれる中で、戦後のベビーブームがいわゆる団塊世代が後期高齢者となり、2025年後期高齢者数は18.1%の2,179万人で、実に5人に1人となるそうです。そして、3人に1人が65歳以上の高齢者でありますから、日本の産業構造から医療・社会保障などがいびつな姿になるようです。

2025年に認知症患者が1,200万人と予測され、医療給費金は現在より12兆円ふえ54兆円に膨らみ、年金などの社会保障費は現在120兆円が150兆円へと及ぶものと予測されております。

東京や大阪などでベッドタウンといわれたマンモス団地では、高齢化率が50%を超えるそうです。我が郷土も今でも高齢化率が高いわけですから、地域社会が維持できるのでしょうか、医療や介護のあり方は万全であろうか、疑問、不安など大多数の町民から指摘をこのごろ受けます。

それでは私は、1、高齢者福祉について、2、公園等の遊具について、3、生活安全対策について、4、高鍋町消防団のパレードについて、5、国土強靱化について、一般質問をいたします。

2025年を見据えた高齢者福祉対策について、福祉施設や医療の充実など福祉に対する町長のお考えをお聞かせください。

以上、登壇としての質問とし、1、高齢者福祉についての以下の項目、2、公園等の遊具について、3、生活安全対策について、4、高鍋町消防団のパレードについて、5、国土強靱化については、発言者席にて質問いたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

福祉政策についてでございますが、御指摘の2025年につきましては、第8次高鍋町老人保健福祉計画及び第7期高鍋町介護保険事業計画において、本町の人口が1万9,540人、高齢化率が34%になると推計しており、高齢化が進展していくものと考えているところでございます。

そのような状況の中、町民の皆様方が高齢期においても健康で生き生きと自立して暮らしていくために、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、2025年を見据えた福祉政策について伺ってまいります。

特別養護老人ホームは本町では2件ありますが、介護保険を利用し、低価格であり、終身にわたり入所可能ではありますが、要介護3以上が条件となっております。

では、伺います。現在の特別養護老人ホーム件数、1カ所当たりの定員数及び入所希望待機者数はおられるのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。特別養護老人ホームの入所希望待機者数についてでございますが、鈴山荘が定員88名に対して待機者27名、そのうち町内の方が11名となっております。もう一つの望み苑が定員29名に対して待機者3名となっております。

なお待機者につきましては、入院中や今後の入所を考えられての申し込みが多く、入所を希望された場合は、数カ月以内に入所している状況でございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、次に、養護老人施設は養護老人ホーム1件ありますが、主な目的は高齢者の養護であります。介護の必要に関係なく、環境や経済的に在宅で困難な高齢者が対象となっております。この施設に関しても待機者がおられるのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。高鍋町内の養護老人ホームもくせい苑につきましては、定員60名に対して16名、そのうち町内在住者13名の措置決定済みの待機者がございます。

また、こちらの施設につきましても、待機者は入院中や今後の入所を考えられての申請が多く、入所を希望された場合はおおむね1年以内には入所している状況でございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 高齢者が住みなれた地域で自立した生活が行える支援をされてい

ますが、地域包括支援センターがありますが、入所されていない在宅の要支援者数、要介護認定者数を地域ごとにお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。地域ごとについての数については、申しわけありません、把握をしておりませんので、町内全体ということで答弁をさせていただきます。

まず、施設入所できる方につきましては、要介護以上の認定を受けられている方が対象となります。1月末現在で要介護認定者705人のうち144人が入所をされておりますので、残り561の方が在宅で支援を受けられているという状況になっております。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 老老介護の世帯数が把握できているか、また老老介護をされている中で、施設希望者は何名いるのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。老老介護の世帯数につきましては把握はできておりませんが、厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によりますと、要介護者と同居の主な介護者がともに65歳以上の方の世帯の割合が54.7%となっております。こちらにつきましては年々上昇傾向となっております。

また施設希望者の人数、こちらにつきましても把握はしておりません、申しわけありません。ただ、施設入所の相談があった場合には、御本人、または御家族の状態などによりまして、介護保険事業等のサービスにつなげているところがございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 在宅で介護をされている要介護4、5で、介護用品を支給している世帯数をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。介護用品を支給している世帯数につきましては10世帯でございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。国の推計によると、団塊世代が75歳になる2025年に向け、さらに100万人の介護従事者が必要とされています。高鍋町民が住みなれた地域で生き生きと生活を送り、適正なサービスを受けるためには、介護従事者の確保は重要な課題だと思います。

本町でもこのような分野でいろいろな研修等行われると思いますが、専門知識、技術を持っておられる介護従事者の充足度について伺いますが、介護従事者は足りているのか、まず伺います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。介護施設におきましては、人員の配置基

準が定められております。そのため適切な人員配置はなされているというふうと考えておりますが、平成29年度宮崎県介護サービス事業所等実態調査によりますと、従業員が不足していると回答した事業者の割合が全国で62.6%、宮崎県では40.7%となっております。

実際働いている方等の話を伺いますと、やはり夜間や休日等の職員配置等において苦慮しているという意見は伺っているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、介護従事者の充足度について伺いましたが、今介護現場における労働条件、人間関係、賃金などで要因は多数あると思っておりますが、本町における離職率の現状把握、課題、そして今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。まず離職率につきましては、町内ではありません、県全体でございますが、先ほどの宮崎県介護サービス事業所等実態調査によりますと、離職率は16.9%となっております。

離職の理由につきましては、やはり1番多いのが賃金が低い、2番目に仕事がきつい、3番目に休みがとりにくいといったものが要因となっているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、介護従事者をやめさせない対策についてのお考えはあるのかお聞きいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 介護従事者をやめさせない対策についてでございますが、県を主体とした取り組みとなりますけれども、まず、介護職員処遇改善加算制度の推進を初めまして、労働環境や雇用管理の改善を促進する取り組み等によりまして、働きやすい職場環境づくりを促していきたいと。

あと介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士などの養成研修、こちら県のほうで行っておりますけれども、こちらの支援ということで、介護人材の定着及び参入促進等を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。2025年に至るまでの後期高齢者の年次別推移がわかれば教えてください。2019年度75歳以上、2020年度75歳以上、2025年度75歳以上でよろしいです。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。後期高齢者の年次的推移につきましては、2019年度が3,308人、2020年度が3,359人、2025年度が3,882人と推計をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは、2025年までに介護保険を適用と見なされる後期高齢者と介護従事者の数の計画は立てられているのかお伺いいたします。要支援認定者数及び要介護認定者数でよろしいです。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 2025年度までの要介護、要支援の認定者数でございますが、2020年度につきましては、要支援者数が232人、要介護者数699人、合わせて931人、2025年度、要支援280人、要介護833人の1,113人と推計をしております。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 今後ますます高齢者がふえる中で、地域でお年寄りを見守る体制が必要となってきています。

体制づくりの一つとして、認知症サポーター養成講座等がありますが、認知症をよく理解して認知症の方を支える意識を高めるために開催されると思いますが、高鍋町では定期的に開催されているのかお伺いいたします。また、他の事例についてもお聞かせください。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。まず認知症サポーター養成講座についてでございますが、平成23年度から開催をしております、現在までに62回実施し、延べ2,422名の方々に認知症サポーターになっていただいております。なお、本年度は16回実施をしております、東西小中学校や高鍋高校でも実施したところでございます。

そのほか認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの設置、あんしん見守りネットワークや高齢者等発見ネットワークなどのネットワークの構築、自治公民館での見守り、声かけ訓練、認知症介護者の集いによる集いやオレンジカフェはまぼうの定期的な開催、年1回の認知症シンポジウムの開催などの取り組みを行っているところでございます。

町といたしましては、認知症になってもその能力を生かし、役割を持ちながら地域とのつながりの中でその人らしく生活できるような町を町民の皆様とともに作り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。健康保険課長から今いろいろ聞いたのですが、すごくよき取り組みをされているなど思っております。

それで今回、核家族化が進み、高齢者と接する子どもたちが少なくなっているのが現状ですが、高齢者への理解や関心を持っていただけるために、小中高生の生徒たちにも幅広く広がっていただけたらよいと思います。

進行し続ける後期高齢者の増加に、それに伴う社会保障・医療費の負担増額に対して我々はそれにどう対応していくのか、ひとり暮らしの高齢者がふえ、介護が追いつかず、孤独死もふえていくのではないかと、地域を回る中で懸命に生きておられて、懸命に支え合っておられる御夫婦に実際お会いしました。施設等に依存的な介護難民も多くなるので

はないかと思いました。

誰でもたどる終焉ですが、これまで郷土発展のため汗を流していただいた方々に十分な福祉で報いるべきだと思い、今後行政の手厚い支援方法を講じるよう検討いただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

2番、公園遊具について、公園や学校施設にある遊び場に設置してある公共性の高い遊具が老朽化し、撤去されていることで、新たな遊具は設置しないのか伺います。

子どもの遊びの重要性とは、子どもは遊びを通してみずからの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また集団の遊びの中で自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通じてみずからの創造性や主体性を向上させていくものと考えられている。このように遊びは全ての子どもの成長にとって必要不可欠なものである。遊びが果たす役割、遊び場で遊ぶことの意義もあるみたいです。

ですので、危なくなっている遊具を撤去するには反対はしませんが、新たな遊具を設置できないかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。公園の遊具についてでございますが、毎年、専門業者に委託し点検を行っております。点検の結果、補修の必要な遊具については随時補修を行い、遊具の延命化を図ることで遊具を残していく方針でございます。

なお、老朽化により撤去しなくてはならない場合については、地区の方々の御意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。学校施設の遊具設置の考え方についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるように遊具による挑戦や冒険などの意欲的な遊びは子どもの成長に大切なものでありますが、その一方で、依然として遊具に関連する事故が発生している状況もございます。

遊具から手を滑らせたことによる落下事故等、遊具の老朽化に起因しない、遊具の老朽化が原因ではない事故も発生しておりますので、新たな遊具の設置につきましては、関係者と協議し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。確かに今言われたとおり、やはり遊具というものは本当に私も大好きですので、ぜひとも少しでも残していただけるよう心がけてほしいと思えます。

それでは、次に移ります。3、生活安全対策について、犯罪や事件、事故の解決手段の

ためドライブレコーダーを活用して、町の青パト、公用車、あるいは希望者のみの高鍋町あんしん見守り隊、高齢者等発見ネットワーク車に設置できないかについて伺います。

高鍋町においても地域協議会等で地域の安心安全のために、青パトを使つての防犯パトロールやその他の防犯活動を行われると思います。青パトを使った防犯パトロールはそのための青パト車両も要りますし、人も要ることですから、人材を確保するのにも大変なところもあります。

高鍋町においても最近ではドライブレコーダーを搭載した車両を多く見受けられます。走行している車に搭載してあるドライブレコーダーを利用すれば、犯罪に対する抑止効果などを発揮され、声かけ事案なども減少するのではないかと思います。また、ドライブレコーダーを搭載した車を保有する町内在住の在勤者や町内の法人が事件事故の際は映像を提供してもらうことで、犯人逮捕や事件解決に役立つのではないかと考えております。

ドライブレコーダーを利用して、犯罪や事件事故の解決手段のために、見守り隊など発足しているようなので、さきにも言ったような各車に搭載できないだろうかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。公用車等へのドライブレコーダー設置についてでございますが、ドライブレコーダーを設置することにより、あおり運転を初めとした交通トラブルの回避や防犯、事件事故の解決手段としての一定の効果があるというふうには考えているところでございます。今後、これらの効果を踏まえまして、設置すべきかどうか、町全体での優先度等を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

高鍋町あんしん見守りネットワーク加入事業所所有の車への設置につきましては、事業所所有の車でございますので、現段階での設置は難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。ぜひ、ドライブレコーダー搭載車をふやして、地域安全のため取り組んでいただきたい、また、検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

4、高鍋町消防団のパレードについて、今回、昼間に市中行進を行ったが、今後の取り組みについて話し合いは行われたのかについてお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。消防始式の市中行進についてでございますが、消防団活動をより多くの町民に知ってもらうために、今回、初の試みとしまして、市中行進の時間帯を早朝から昼間のほうへ変更を行ったところでございます。当日は、東西小学校の野球スポーツ少年団が参加したこともありまして、団員の家族はもとより、多くの町民

に参列をいただいて、消防団をアピールできたというふうに考えております。

今後とも、消防団活動の啓発のため、このような取り組みを継続して行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。昨日も、杉尾議員がしっかりと消防団の存在意義をしっかりと質問され、町長もしっかりと存在意義を答えられていたので、これ以上の質問はありませんが、最後に思うことは、この市中パレードが消防団にとって、今まで以上に存在感を町民にアピールできた1日であり、町政や町民の御理解のもと行われたパレードだったのではないかと強く感じさせられたので、町長を初め当局に対し、今後も継続していけるよう力添えをお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

5、国土強靱化について、塩田川流域、小丸川流域の宮越樋管等の内水面排除対策に伴う排水ポンプ設置について伺います。2019年、自由民主党総裁安倍晋三首相は、災害に強い国、また地震や豪雨などの大きな自然災害が相次ぐ中、命を守る防災、減災、国土強靱化に取り組み、災害に強い国をつくり、災害対策に全力を尽くします。2020年度末まで、7兆円規模の国土強靱化緊急対策を集中的に実行すると言っておられます。

冒頭でも話した、塩田川流域、小丸川流域の宮越樋管等の内水面对策に伴う排水ポンプ設置について、まさしく国土強靱化施策に合った事業ではないかと思えます。

それでは、お聞きします。

国土強靱化についての情報は知っておられますか。また、国土強靱化計画とはどのような施策なのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。国土強靱化についての情報は承知しているところでございます。

国土強靱化計画につきましては、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に関する国土強靱化基本法に基づくものとなっております。大まかに言いますと、大規模災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興ができる強さとしなやかさを備えた国土地域経済社会を構築するということになっておりまして、基本方針としまして、人命の保護が最大限に図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとする、国民の財産、公共施設に係る被害の最小化に資すること、迅速な復旧復興に資することなどとなっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。それでは次に、九州防衛局、国土交通省及び地元選出国会

議員表敬訪問等には、年に何回陳情に上がっているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。国との要望等でございますが、本年度が、町長が5回、副町長が2回、議長が2回、議員が2回、執行部当局が2回でございます。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。今回の国土強靱化政策については、3年間で本町のチャンスと思うので、国土交通省、防衛省に何回も足を運ぶことが最大のポイントではないかと思いますが、そのことについてどのように思われるかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。議員の言われるとおり、今回の国土強靱化の3年間については、いいチャンスだと感じております。塩田川、小丸川の件につきましても事業化に向けていい機会ですので、要望を強化していきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 6番、後藤正弘議員。

○6番（後藤 正弘君） 6番。陳情に上がる経費は大変大きいものですが、陳情回数をふやし、ぜひとも町長、議長、執行部の皆様には上京していただき、防衛省や国土交通省に対し陳情し、高鍋町の2地域で何十年も内水面で困っておられる地域の人たちのため、水災害が二度と起こらないようにするための対策として、この国土強靱化を利用できると思います、今回、こういった質疑をさせていただきました。どうぞ、陳情のほうをしっかりとまとめ上げ、よろしく願い申し上げます。

そして、これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（青木 善明） これで、後藤正弘議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩したいと思います。2時30分より再開いたします。

午後2時18分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、3番、八代輝幸議員の質問を許します。

○3番（八代 輝幸君） 3番。大変お疲れさまです。2日間にわたりました一般質問も最後になりました。本日は、2項目にわたって質問させていただきます。最初の1項目は、ふえ続ける児童虐待対策について、日本版ネウボラの導入について、2項目めは自転車のマナー向上対策についてお伺いしてまいります。

それでは、さきの通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ふえ続ける児童虐待対策に、日本版ネウボラの導入についてお尋ねしてまいります。

新しい年になって、またもや虐待により子どもが犠牲になる事態が起きてしまいました。

やり場のない憤りを感じてなりません。千葉県野田市で、小学4年生の女兒が、親から虐待を受け命を落としました。女兒は、通っていた小学校のアンケートに被害を申告したが、市教育委員会は、父親の威圧的な態度に屈し、驚くことに内容を教えていました。児童相談所を含め、不手際がなければ、最悪の事態は避けられたのかもしれませんが。今後、関係機関の役割分担などについて徹底検証されるものと思います。

児童虐待の現状ですが、児童相談所の児童虐待の相談対応件数、平成26年度ですけれども、児童虐待防止法施行前、平成11年度の7.6倍に増加、8万8,931件、虐待死はほとんどの年で50人を超えていると言われていています。耳を塞ぎたくないような悲惨な事件が続くことに、胸を締めつけられる思いです。

ここで、参考となりそうな数字が2つあります。一つは、5%、もう一つは20万人。前者は法律で定められた乳幼児健診を受けていない子どもの比率で、我が国では、母子保健法に基づき、乳幼児健診が義務づけられています。1歳半と3歳児健診は法的に定められ、その間も必要に応じて健診を推奨されております。ところが、受診率はといいますと、それぞれ95.7%、94.3%となっております。つまり、約5%の子どもが、法律で義務づけられている乳幼児健診を受けていないとのこと、この5%の子どもたちが、潜在的な虐待、少なくとも社会的孤立に陥っている可能性が高いと考えられています。

もう一つ、憂慮すべき数字が20万人であります。前述の3歳児健診を終えて、小学校に入学するまでの3から5歳児のうちで、幼稚園にも保育園にも行っていない子どもが、実に20万人もいると言われております。3から5歳児の人口は約316万人ですから、約16%にも上がる、愕然とする数字です。この数字は、子どもの貧困と実は合致するといえます。今、貧困の連鎖が問題となっておりますが、実は虐待も連鎖していて、貧困と家庭内虐待は関連しているのかもしれませんが。保護者が子どもを虐待してしまう背景には、社会的孤立、経済的貧困、保護者や子どもの疾患、保護者が過去に虐待を受けた経験など、さまざまな要因があり、児童虐待は保護者のSOSでもあるという指摘は重いと思われま

す。

つまり、児童虐待を防止するためには、子どもだけでなく保護者も含め、その家庭ごとケアをする必要が上げられるとのこと、特に三つ子の魂百までと言われますが、就学前のゼロから5歳の時期は、人間形成にとって死活的とも言えます。この時期に人間の脳が形づくられ、心のありようが決まり、基礎的な運動能力が身につくと言われております。

その子どもたちにとって、最も大切な期間を手厚くサポートできる仕組み、それが、フィンランドのネウボラであります。世界一子育てしやすいと言われているフィンランド、そこで導入されているネウボラが、日本の自治体でも続々と導入されています。ネウボラは、母親の孤独育児を解消すると言われております。ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスの場、助言の場を意味するフィンランド発祥の子育て支援体制のことで、妊娠から出産、その後、子どもが就学するまでを自治体が切れ目なくサポートする仕組みのことをいいます。

特徴としては、貧富にかかわらず全ての世帯がサポートを受けられる、妊娠時から子どもが就学する前まで、同じ保健師がサポートしてくれる、育児にかかわる健診や相談など、ほぼ全てが一つの場所で完結できる、が上げられますが、フィンランドのネウボラ制度は、妊娠や子育て、母親にとって手厚いサポートが国から受けられることが最大の特徴です。

日本では、手続は市、区、区役所、役場、健診は病院、相談は保健、または支援センターなど、内容により相談する窓口がばらばらであることが多いですが、ネウボラは窓口が1つであることも、ワンストップ育児を支援する上で、母親たちにはありがたい制度となっています。フィンランドが世界一子育てしやすい国と言われている理由が、このネウボラの制度にあるといっても過言ではありません。

そんなネウボラを参考にした施策は他の自治体でも始まっております。千葉県浦安市、埼玉県和光市、三重県名張市などです。真の児童虐待防止策として、日本にも本格的にネウボラの導入を図り、健やかな子育ての実現に改めて提唱いたしたいと思う次第であります。

以上のことを踏まえ、本町における児童虐待を防止するための取り組み状況などについて、見解をお伺いいたします。

この後は、発言者席から、細部についてお伺いしてまいります。

1点目、法律で定められた乳幼児健診を受けていない子どもの比率について、2点目、小学校に入学するまでの3から5歳児のうちで、幼稚園にも保育園にも行っていない子どもの数または比率について、3点目、児童虐待に関して関係機関との連携について、4点目、切れ目なく丸ごとサポートする日本版ネウボラについて、5点目、妊娠期相談支援体制、産前産後サポート、産後ケアの取り組みについて、6点目、急増する虐待相談、その受け皿である児童相談所の体制、特に児童福祉司についての認識と対応について、7点目、児童相談所と市町村窓口の連携についてお伺いいたします。

2項目めは、自転車のマナー向上対策についてお伺いいたします。

1点目、本町における改正道路交通法の制度の周知の取り組みについて、2点目、教育現場での自転車マナー向上対策について、3点目、自転車の盗難状況と対策について、4点目は、自転車中学生の保険加入の促進について、お伺いいたします。

最後には、文部科学省の小中学校における交通安全に関する調査報告から4点ほどお尋ねいたします。

1点目、小中学校における安全マップ作成について、2点目、小中学校における安全カードの作成について、3点目、本町の子ども110番の家の件数について、最後の4点目は、小中学校において、危険予測や危険回避能力育成の授業についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

本町における児童虐待を防止するための取り組み状況についてでございますが、高鍋町におきましては、子どもの福祉に関する法律の趣旨や目的に鑑み、18歳未満の子どもの

いる家庭などを対象に、あらゆる相談に応じ、適切な援助やサービスが利用できるワンストップ相談窓口である子ども家庭支援センターを、平成29年4月1日から開設しております。このセンターが調整機関となり開催する要保護児童対策地域協議会において、健康づくりセンターや保育園、学校、警察、児童相談所、民生委員、児童委員などの関係機関があらゆる情報を共有し、児童虐待を防止するために必要な支援体制を構築しているところでございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。法律で定められた乳幼児健診を受けていない子どもの比率についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。健診を受けていない子どもの比率についてでございますが、平成29年度実績で、1歳6カ月児健診1.2%、3歳児健診1.7%でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、小学校に入学するまでの3歳から5歳児のうちで、幼稚園にも保育園にも行っていない子どもの数、もしくは比率についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。これは、平成30年度中ということなんですけれども、保育園、幼稚園の利用がなかった子どもの数についてでございますが、3歳児が155人中24人、4歳児が150人中2人、5歳児が190人中3人ございまして、比率については、それぞれ15.5%、1.3%、1.6%、以上でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。それでは、児童虐待に関して、関係機関との連携についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。児童虐待に関しての関連機関との連携についてでございますが、子ども家庭支援センターを調整機関とした要保護児童対策地域協議会実務者会議におきまして、児童虐待が疑われる事案の情報共有を行いまして、それぞれの事案に応じた支援体制を構築して、連携をしながら対応を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、妊娠期相談支援体制、産前産後サポート、産後ケアの取り組みについてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。妊娠期の相談支援体制、産前産後サポート、産後ケアの取り組みについてでございますが、妊娠されましたら、妊娠届けをしていただき、母子健康手帳の交付を行います。その際、保健師が健康状態や支援者の有無、心

配事などについてお話を伺い、不安なことなどがある場合には気軽に相談していただくようお話しし、電話や場合によっては訪問、両親学級などを通じて、妊娠期から産前産後の不安や困り事の相談支援を行っております。また、母子保健推進員による妊婦訪問、助産師もしくは保健師による赤ちゃん訪問、育児相談や乳幼児健診の機会を捉え、子どもの心身の発達状況を把握するとともに、保護者の相談支援を行っております。

産後ケアにつきましては、産後2週間、1カ月の時期に産婦人科で健診を行い、支援が必要な方については訪問を行い、支援を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） ありがとうございます。

次に、切れ目なくまるごとサポートする日本版のネウボラについてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 先ほどお答えいたしましたとおり、妊娠期から産前産後、乳幼児期を通して、さまざまな機会をとらえ、お一人お一人に応じた支援を行っているところでございます。今後は、妊娠期からのかかわりの中で築いた保護者との関係や支援の状況などを就園、就学等につながっていきますけれども、それぞれの支援につないでいくということによりまして、切れ目のない支援を行っていくということが大切であるというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、急増する虐待相談、その受け皿である児童相談所の体制、特に、児童福祉司についての認識と対応についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 児童相談所の体制、それから、児童福祉司についての認識と対応ということでございますが、高鍋町を所管します宮崎にあります中央児童相談所につきましても、大きく2つの課の組織体制となっております。児童相談の受付・指導・措置や心理判定、指導などを行います子ども相談課、それから、児童虐待の法的対応や里親委託推進、児童の一時保護などを行います子ども指導課というのがございます。

また、児童福祉司についてですが、児童福祉司は児童の保護、その他児童の福祉に関する事項について相談を応じて、専門的技術に基づいて必要な指導を行うケースワーカーのことでありまして、児童相談所には、配置することになっております。

こちら、30年度においてですけれども、中央児童相談所には12名の児童福祉司が配置をされておりまして、そちらでさまざまな支援を行っているということでございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、児童相談所と市町村窓口の連携について、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。児童相談所と市町村窓口との連携についてござ

いますが、先に申しあげました要保護児童対策地域協議会実務者会議のほか、緊急対応などが必要な場合等の全ての事案に関しまして、報告、相談を行い、必要に応じて指示を仰ぎながら、必要な支援体制に取り組んでいるところでございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次は、2項目めでございます。

自転車のマナー向上対策について、お伺いいたします。

自転車利用の交通ルールが厳しくなっております。道路交通法の一部改正、平成27年6月1日施行により、自転車運転者講習制度が施行されました。自転車運転中に信号無視、一時不停止、酒酔い運転等の危険な行為、14類型で、3年以内に違反切符により、取り締まりまたは交通事故を2回以上繰り返して行った自転車運転者には、公安委員会の受講命令により、自転車運転者講習制度を受講しなければなりません。受講料が5,700円、講習時間は3時間となっていて、受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金となっております。道路交通法改正、これを契機に、社会全体で自転車マナーの向上を進めていくことが大事と思われまます。

講習の対象となるのは、3年以内に2回以上、改正法が定める危険行為で摘発された14歳以上の運転者となります。これまでは、危険行為をしても警察による注意のみで済まされることも多かったと思いますが、講習の義務づけで、運転者の安全意識が高まると期待されています。

自転車運転で気がかりなのが、死亡事故の増加です。警察庁交通局が平成30年3月22日付で、児童生徒の交通事故についての資料によりますと、小学生歩行中の交通事故の分析結果では、小学1年生の歩行中の死者数は、小学6年生の8倍となっており、歩行中の死傷者は、月別では、4月から7月と10月、11月が多く、時間帯別では、15時台から17時台と7時台が多いとなっております。

通行目的別では、下校中、登校中が多く、衝突地点別では、交差点内が多く、交通類型別死傷者数では、横断中が最も多く、そのうち、横断歩道での事故が4割、39.1%も上がるとなっております。

小学生歩行中の交通事故防止対策の要点では、1つ目には、大人が交通ルールの遵守の手本を示すこと、思いやりの気持ちを持つこと。2つ目には、子どもへの横断の仕方の教育、特に、小学1、2年生に対し、以下のことを教えるとなっております。横断歩道や信号機がある交差点が近くにあるときは、そこまで行って横断すること、横断する前に、青信号や横断歩道でも立ちどまる。左右をよく見る。車がとまっているのを確認をすること、横断中は左右をよく見ること。

4月になりますと、小学1年生たちが高鍋の東西小学校に入学してまいります。教育する上での注意点として、新1年生には、4月以降も繰り返し教えること、子どもの目線で、危険な交差点等を確認して教えること、車両、特にトラック等から子どもは見えにくくなることを教えること。3つ目には、通学路等の合同点検の実施について、通学路、スクー

ルゾーン、ゾーン30などの生活道路等において、関係機関、保護者等で合同点検を実施することとなっております。

事故はほんの一瞬の油断で起き、人生を狂わせる場合もございます。安全第一を徹底し、被害者も加害者も生まないための取り組みが大事と思われれます。

ここで質問いたします。

本庁におきまして、改正道路交通法の制度の周知の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。改正道路交通法の制度の周知の取り組みについてでございますが、大きな制度改正があった際には、随時、「お知らせたかなべ」等により、住民への周知を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番、次に、自転車運転マナーについて、近年、マナーの悪化が目立っていると言われます。自転車利用者のマナー悪化もその1つであります。自転車のマナー悪化防止に向けた対策は幾つかありますが、例えば、街頭指導や啓発活動など、大きな成果が上がっていないのが現状とも言われております。

それらの対策は場当たりの傾向が強く、マナー悪化の背景要因に着目していないためではないかとのこと、これまで何度も聞いてきたことではありますが、自転車利用時のマナーとして、1、雨天時傘をささないこと、2、二人乗りをしないこと、3、並列走行しないこと、4、夜間、無灯火走行しないこと、5、一時停止では停止すること、6、信号無視しないこと、7、携帯電話を片手に走行しないことなどが挙げられます。

ここで質問します。

教育現場での自転車マナー向上対策についてお伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。教育現場での自転車マナー向上対策についてでございますが、交通安全教室の開催や、中学校におきましては、自転車通学生集会時の指導、教職員による登下校時の指導を常時行うなど、自転車マナーの向上に取り組んでいるところでございます。

なお、先ほど、お尋ねのありました改正道路交通法の内容につきましても、高鍋自動車学校や警察署職員等を講師に招いた交通安全教室の中で周知を図っているところでございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、自転車盗難等の発生状況についてでございますが、警視庁生活安全総務課生活安全対策第2課によりますと、平成29年中の都内の自転車の盗難の発生件数は4万273件で、前年と比べて、マイナスの6,154件、13.3%減少しております。

自転車は通勤や通学、買い物等で、手軽に使用できる便利な乗り物ですが、路上に放置したり、施錠せずとめたままにしていると、簡単に盗まれてしまいます。自転車盗難は他の窃盗犯と比較すると軽くとらえがちですが、とめたはずの自転車が盗難に遭えば、日常生活に大きな支障があります。また、盗まれた自転車がひったくりなどの犯罪に使用される危険性もあります。

平成29年中の自転車盗難の発生場所で最も多かったのが住宅の敷地内での発生で、42.8%を占めており、次いで道路上、駐車場、駐輪場の順となっております。また、57.2%がキーをつけたままの状態に被害に遭っています。

ここで質問します。

自転車の盗難状況と対策についてお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。自転車の盗難状況と対策についてでございますが、自転車の盗難状況について、高鍋警察署に確認をいたしましたところ、平成30年中の高鍋町内の発生件数につきましては17件でありまして、その内訳は施錠ありが3件、施錠なしが14件となっております。

その対策といたしましては、高鍋地区防犯協会と連携をしまして、平成23年度から、毎年、1地区を町内で選定をして実施しております鍵かけ合戦の中で、自転車等の施錠状況をチェックし、住民の鍵かけ防犯意識の向上を図っておるところでございます。また、お知らせのかなべ及び高鍋町防災情報配信システムにより、情報発信や高鍋地区防犯協会が年4回発行しております地域安全ニュースの地区回覧による啓発等を行っておるところでございます。

そのほかに、「自転車の盗難に注意」と記載をされましたのぼり旗を各地区へ配布をいたしまして、4月1日から10日まで実施されます春の地域安全運動期間中に、各地区でのぼり旗掲揚による啓発を実施していただく予定とされているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、自転車の保有台数が全国トップクラスの埼玉県、その埼玉県で、2018年4月から埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例が施行され、自転車の安全利用を推進するとともに、事故の被害者を救済する目的で、自転車保険への加入が義務化となっております。自転車保険加入義務化は、埼玉県民のほか、県内で自転車を利用する人も対象となり、未成年も、保護者が加入する必要があるということでもあります。

a u損保によりますと、過去1年間に受け付けた自転車による事故件数は約3,300件、500万円以上の賠償金の支払いがあったものは15件で、接触事故によって、歩行者に後遺障害が残り、賠償金が6,000万円になったケースもあるそうです。

自転車保険への加入率は、条例制定前は5割程度だったが、施行後は7割まで伸びてい

るとのことです。ただ、交通事故に占める自転車事故の割合は高く、特に、高齢者は大けがをするケースも多いとのこと、自転車は車両と認識し、保険加入が勧められています。

自転車事故による被害者救済、加害者の経済的負担を軽減する観点で、自転車保険への加入を義務づける動きが全国的に広まっておりますが、特に、埼玉県は保険への加入率が高いそうであります。

自転車と歩行者の事故によって、自転車側が歩行者に重篤な障害を負わせたり死亡させたりという、深刻な事態が全国で相次いでおります。自転車利用者は、自転車運転のルールやマナーを再確認して事故を減らすとともに、保険に未加入の場合は、早急に検討する必要があります。

ここで質問です。

最近の自転車事故での損害賠償金も高額になっていることから、自転車保険も広がっています。本町の自転車利用をしている、通学する学生の保険加入の促進についてお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 本町の自転車利用者の保険加入の促進につきましては、春と秋の全国交通安全運動期間中に、東西中学校におきまして自転車点検を実施するとともに、各学校へ点検結果の報告を行う際に、自転車保険への加入を推奨しているところでございます。また、お知らせしたかなべに自転車保険の加入促進の記事を掲載したこともございます。今後とも、あらゆる機会をとらえまして、自転車保険加入促進の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。最後に、文部科学省の小中学校における交通安全に関する調査・報告から、地域教育委員会の取り組み、平成21年3月のこの本から何点かお伺いしてまいります。

この中では、交通安全等に関する取り組み事例が、事例1から事例10まであり、事例3では、熊本県の菊池市教育委員会の事例が紹介されております。

取り組みの概要であります。地域の交通安全を推進する組織をつくり、これまでの個別で行っていた活動を連携して行うようにして、地域ぐるみで安全を守る取り組み、安全マップや安全カードの作成、子ども110番の家などを進めることができるようになったとあります。

取り組みのポイントでは、地区交通安全推進協議会の発足、安全マップ作成、安全カード作成、子ども110番の家依頼などがあります。活動の成果としては、連携し、協力して活動する場面がふえたこと、PTAの安全パトロールにより、地域の安全は地域で守るという保護者の意識が高まったそうであります。

それでは、以下4点についてお尋ねいたします。

1点目、菊池市の取り組みでは、交通量の多い道路や危険箇所、夜間、暗いところや民家のない道路などを洗い出し、安全マップを作成し、区長さんを通して、地域の全戸に配布されています本町の小中学校における安全マップ作成について、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。菊池市における小中学校通学路の安全マップの作成や全戸配布などの取り組みは行っておりませんが、小学校では、各地区から交通量や道路の幅員、側溝、水路などの通学路の危険箇所を点検していただき、学校に提出してもらっているところがございます。また、通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的に実施するため、高鍋町通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関と連携した通学路における点検を、3年に1回実施し、小中学校ごとの対策一覧表と対策箇所図を作成し、町ホームページで公表しているところがございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、2点目です。

安全カード作成では、防犯・交通安全を啓発するカードを作成し、小中学校に配布されております。本町におきまして、小中学校における安全カードの作成についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。安全カードの作成についてでございますが、本町では、安全カードの作成、配布の取り組みは行っておりませんが、小学校では、年度初めなどに登下校の決まりを、年度初めと長期休業前には、自転車利用の決まりを全校児童に配布し、交通安全の啓発を図っているところがございます。また、中学校におきましても、自転車を運転する際の注意事項を、年度当初や家庭訪問の機会を捉えて配布しているところがございます。

なお、東小学校では、安全にルールを守って自転車を利用するという保護者からの申請を受け、自転車安全運転認定証を発行し、自転車に乗ることを許可する取り組みを行っているところがございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、子ども110番の家依頼について、店舗、民家を問わず、小学生の通学路を中心に、66軒の家で引き受けていただいております。

本町ではもっと多いと思っておりますが、件数をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。子ども110番おたすけハウスの登録件数につきましては、個人登録が95件、事業所登録が104件の合わせて199件となっております。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。危険予測、危険回避能力育成の授業が取り上げられており

ます。交通事故を防止するためには、危険予測、危険回避能力の育成が不可欠であります。交差点の横断、自転車に乗っているとき、雨の日、薄暮、夜間の運転など、さまざまな場面を設定し、どのような危険があるか考えさせているとのことであります。本町の小中学校において、危険予測や危険回避能力育成の授業についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。危険予測や危険回避能力育成の授業についてでございますが、東中学校では、高鍋自動車学校内の自動車教習に実際使われているコースを使用し、日常生活に近い状態での自転車通行マナーを学ぶ取り組みを行っております。このような取り組みを、校長会などの機会を通して、各学校に紹介してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで八代輝幸議員の一般質問を終わります。
これをもって、一般質問の全てを終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

午後 3 時 08 分散会
